

多賀町

子ども・子育て応援プラン

2025



「おはながいっぱい」 多賀町立大滝小学校児童 作

みんなで応援 子どもと子育て
親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀

令和7年3月
多賀町

は じ め に

わが国全体で急速な少子化、人口減少が進む中、地域社会や家庭を取り巻く環境は変化を続けています。これまで国では、「子ども・子育て支援法」を核とした「子ども・子育て関連3法」の制定や「子ども・子育て支援新制度」の実施により、社会全体で子どもの育ちや子育てを支援する仕組みづくりが進められてきました。



近年では、こども家庭庁の設立や「こども基本法」の施行により、子どもや子育て家庭に関する取組は新たな局面を迎えています。これまで行ってきた施策を保護者への支援という視点のみならず、子どもの権利を重視し、子どもにとって最も良いことは何かを考え、子どもの視点に立った支援を行うことが重要となっています。

本町では、次代を担う子どもたちが夢と希望を持ち、明るくたくましく成長できるよう、子育て家庭をまちぐるみで応援することをめざし、令和2年度に『多賀町子ども・子育て応援プラン2020』を策定し、基本理念である「みんなで応援 子どもと子育て 親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀」の実現をめざして、多様な子ども・子育て支援の取組を推進してきたところです。

このたび、国の新たな方向性を踏まえるとともに、本町における子ども・子育てに関する様々な課題への対応に向けた取組を推進するため、第3期の子ども・子育て支援事業計画となる「多賀町子ども・子育て応援プラン2025」を策定することといたしました。本計画では2020年に策定した基本理念を普遍的な理念として掲げ、地域全体で子どもの育ちと子育てを応援し、すべての子どもが幸せに暮らすことができるまちをめざしてまいります。町民の皆さま、関係機関の皆さまには、ご理解とご支援、ご協力をよろしくお願い申し上げます。

最後に、本計画の策定にあたり、ご尽力をいただきました多賀町子ども・子育て会議の委員の皆さま、貴重なご意見やご提言をいただきました関係機関、町民の皆さまに心よりお礼申し上げます。

令和7年3月

多賀町長 久保 久良

目 次

第1章 計画の概要	1
1 計画策定の背景と趣旨	1
2 計画の位置づけ	2
3 計画の期間	4
4 計画の策定体制	4
5 子ども・子育て支援をめぐる制度等の動向	5
第2章 多賀町の子ども・子育てを取り巻く現状	6
1 統計データからみる多賀町の現状	6
2 教育・保育の状況	15
3 教育・保育サービスの状況	17
4 アンケート調査結果からみる状況	22
5 第2期計画の評価	35
6 子ども・子育てを取り巻く課題のまとめ	38
第3章 子ども・子育て応援プランがめざすもの	40
1 計画の基本理念	40
2 計画の基本的な視点	41
3 基本目標	42
4 施策の体系	43
第4章 総合的な施策の展開	44
基本目標Ⅰ 子どもの権利の保障と明るい未来を拓く人づくり	44
基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てることができる まちづくり	52
基本目標Ⅲ 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育て できるまちづくり	59
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制	66
1 子ども・子育て支援制度の概要	66
2 教育・保育提供区域の設定	67
3 量の見込みの算出方法	67
4 将来の子ども人口推計	68
5 量の見込みと確保方策	71
第6章 計画の推進	83
1 計画の推進体制	83
2 計画の点検・評価・改善	83
資料編	84
1 計画の策定経過	84
2 多賀町子ども・子育て会議条例	85
3 多賀町子ども・子育て会議委員名簿	86
4 用語解説	87

第1章 計画の概要

1 計画策定の背景と趣旨

急速に少子化が進み、地域社会や家庭を取り巻く環境が変化する中、わが国では、平成24年8月に「子ども・子育て支援法」をはじめとする「子ども・子育て関連3法」が成立し、国の基本指針に即した市町村子ども・子育て支援事業計画の策定が義務付けられました。また、平成27年4月には幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めるため、「子ども・子育て支援新制度」がスタートしました。

しかしながら、少子化の進行や人口減少に歯止めがかからない状況は、全国的な課題となっているほか、児童虐待相談や不登校の件数が過去最多になるなど、子どもを取り巻く状況は深刻なものとなっています。

このような中、令和5年4月にこども家庭庁が設立され、同日、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として「こども基本法」が施行されました。また、同年12月には、子ども施策の基本的な方針を定めた「こども大綱」が閣議決定されました。さらに、令和6年には「子ども・子育て支援法」「児童福祉法」が改正され、“ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化”や“全てのこども・子育て世帯を対象とする支援の拡充”等が示されました。

多賀町においては、平成27年3月に「子ども・子育て支援新制度」および「次世代育成支援行動計画」に基づく「多賀町子ども・子育て応援プラン2015」、令和2年3月に「多賀町子ども・子育て応援プラン2020」を策定し、基本理念「みんなで応援 子どもと子育て 親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀」の実現に向けて、様々な子ども・子育て支援の取組を進めてきました。

このたび、「多賀町子ども・子育て応援プラン2020」の計画期間が令和6年度をもって終了することから、国の新たな制度や方針を踏まえつつ、子どもを取り巻く様々な問題に対応し、安心して子育てができるまちを実現するため、「多賀町子ども・子育て応援プラン2025」を策定します。

2 計画の位置づけ

(1) 計画の法的位置づけ

本計画は、子ども・子育て支援法第 61 条に基づく「市町村子ども・子育て支援事業計画」として策定するものです。また、次世代育成支援対策推進法、こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律に基づき、関連する施策・事業についても本計画の中で示します。

その他、子ども・若者等に関連する法律等を踏まえ、制度的枠組みにとらわれない幅広い子ども・子育て支援の方向性を示す計画として策定します。

さらに、本計画において、子ども・子育て支援の総合的な取組の推進の中で、保育施設等の整備の検討を進める観点から、児童福祉法に定める市町村整備計画と一体的に策定することとします。

包含する計画と根拠法

- ① 市町村子ども・子育て支援事業計画（子ども・子育て支援法第 61 条）
- ② 市町村次世代育成支援行動計画（次世代育成支援対策推進法第 8 条）
- ③ 市町村における子どもの貧困対策計画
（こどもの貧困の解消に向けた対策の推進に関する法律第 10 条）
- ④ 市町村における保育所及び幼保連携型認定こども園の整備に関する計画（児童福祉法第 56 条）

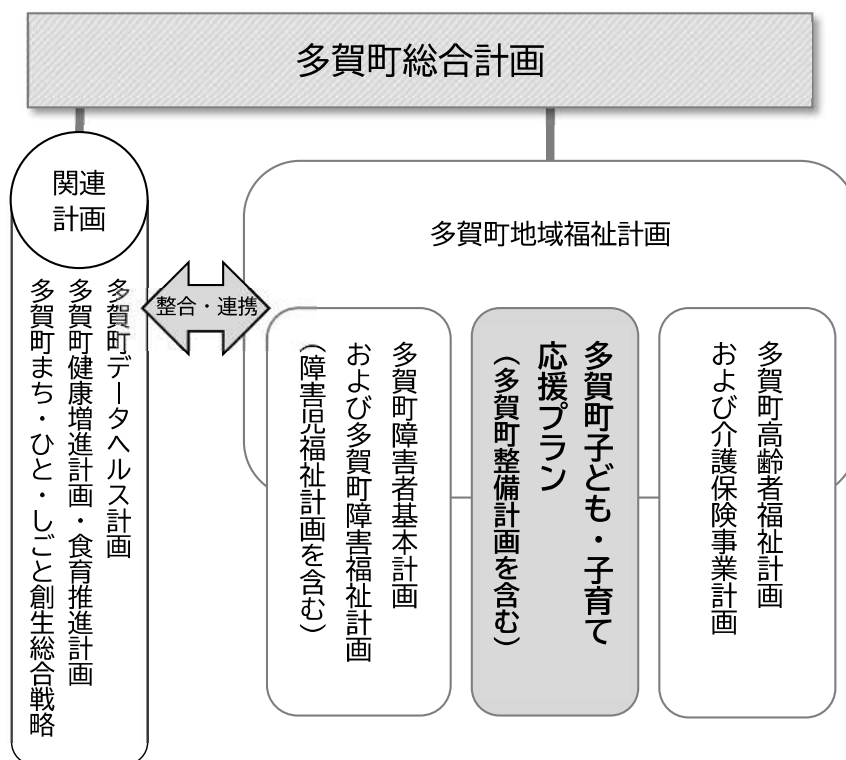
その他の関連する法律等

- こども基本法
- 子ども・若者育成支援推進法
- こども大綱

（２）町の関連計画等との関係

本町の最上位計画である多賀町総合計画、福祉の上位計画である多賀町地域福祉計画をはじめとして、本町が策定する多賀町障害児福祉計画等の福祉関連計画、他の構想・計画・指針等と整合を図り、本町において取り組むべき子ども・子育て支援施策を総合的かつ計画的に推進するための計画として位置づけます。

■町の関連計画等との関係



（３）計画の対象

本計画の対象は、生まれる前から乳幼児期を経て、青少年期に至るまでの、概ね 18 歳までの子どもとその家庭とします。

子育て支援を行政と連携・協力して行う、事業者、企業、地域住民、関係団体等も対象になります。

【参考】「子ども・子育て支援法」第六条

この法律において「子ども」とは、18歳に達する日以後の最初の3月31日までの間にある者をいい、「小学校就学前子ども」とは、子どものうち小学校就学の始期に達するまでの者をいう。

3 計画の期間

この計画の期間は令和7年度から令和11年度までの5年間とし、計画期間中においても必要に応じて適宜見直し・更新を行います。

■計画の期間

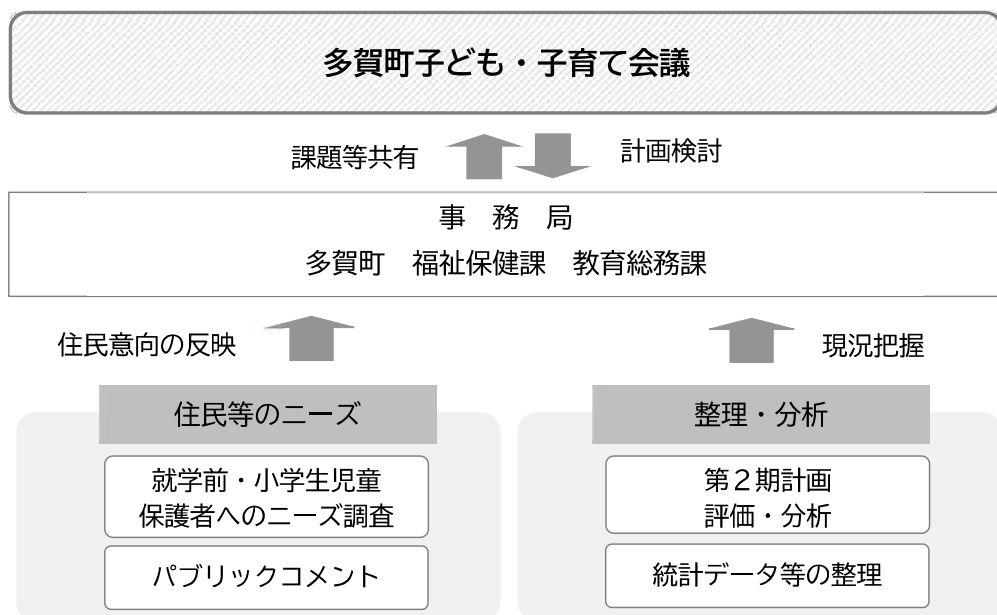
令和 2年度	令和 3年度	令和 4年度	令和 5年度	令和 6年度	令和 7年度	令和 8年度	令和 9年度	令和 10年度	令和 11年度
多賀町子ども・子育て応援プラン 2020					多賀町子ども・子育て応援プラン 2025				

4 計画の策定体制

本計画の策定にあたっては、「子ども・子育て支援法」第72条第1項の規定に基づき、「多賀町子ども・子育て会議」を設置し、計画関連事項について審議を行います。

また、多賀町における児童のいる家庭の状況およびニーズを把握するための基礎調査として、「就学前・小学生児童の保護者」を対象としたアンケートによるニーズ調査を実施、ここから得られた住民の意見やニーズ等を本計画に反映するとともに、計画に対して広く住民のご意見をいただく観点から、パブリックコメントを実施します。

■計画策定体制



5 子ども・子育て支援をめぐる制度等の動向

(1) 子ども・子育て支援法

幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進め、必要とするすべての家庭が利用でき、子どもたちがより豊かに育っていける支援をめざし、「子ども・子育て支援法」が制定されました。

令和元年5月には、3歳児から5歳児までについては原則としてすべての世帯で、0歳児から2歳児までは住民税が非課税となる所得の低い世帯を対象に認可保育所や幼稚園などの利用料を無料とする改正があり、同年10月から施行されています。

また、令和6年10月の改正では、ライフステージを通じた子育てに係る経済的支援の強化や、すべての子ども・子育て世帯を対象とする支援の拡充、共働き・共育ての推進に資する施策を実施するとともに、子ども・子育て政策の全体像と費用負担の見える化が定められています。

(2) こども基本法

こども基本法は、子ども施策を社会全体で総合的かつ強力に推進していくための包括的な基本法として、令和4年6月に成立し、令和5年4月に施行されました。

こども基本法は、日本国憲法および児童の権利に関する条約の精神にのっとり、すべての子どもが、将来にわたって幸福な生活を送ることができる社会の実現をめざし、子ども政策を総合的に推進することを目的としています。同法は、子ども施策の基本理念のほか、こども大綱の策定や子ども等の意見の反映などについて定めています。

(3) こども大綱

常に子どもや若者の視点で子どもや若者の最善の利益を第一に考える「こどもまんなか社会」を実現するため、こども基本法に基づき、幅広い子ども施策に関する今後5年程度を見据えた中長期の基本的な方針や重要事項を一元的に定めたものであり、子ども施策を総合的に推進するための基本的方針等を定めています。

第2章 多賀町の子ども・子育てを取り巻く現状

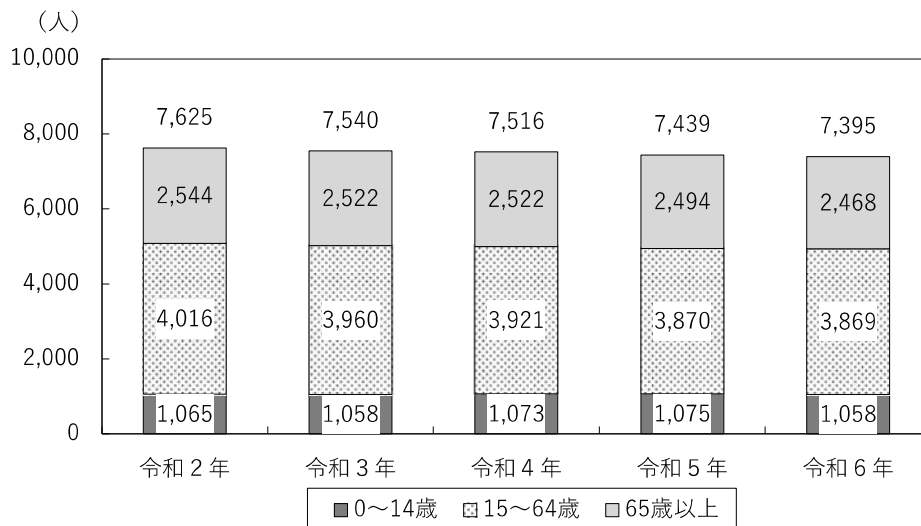
1 統計データからみる多賀町の現状

(1) 総人口の推移

本町の総人口は、令和2年以降減少が続いており、令和6年3月末時点で7,395人となっています。0歳から14歳までの人口については、増減を繰り返しており、令和6年3月末時点で1,058人となっています。

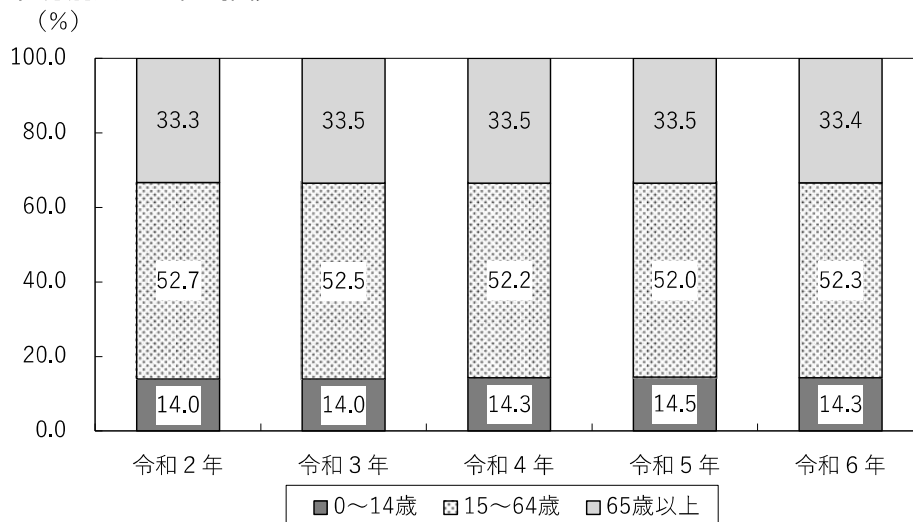
また、総人口に占める0歳から14歳までの人口の比率は、令和2年以降14%台で推移しています。

■総人口の推移



資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

■年齢3区分別人口比率の推移



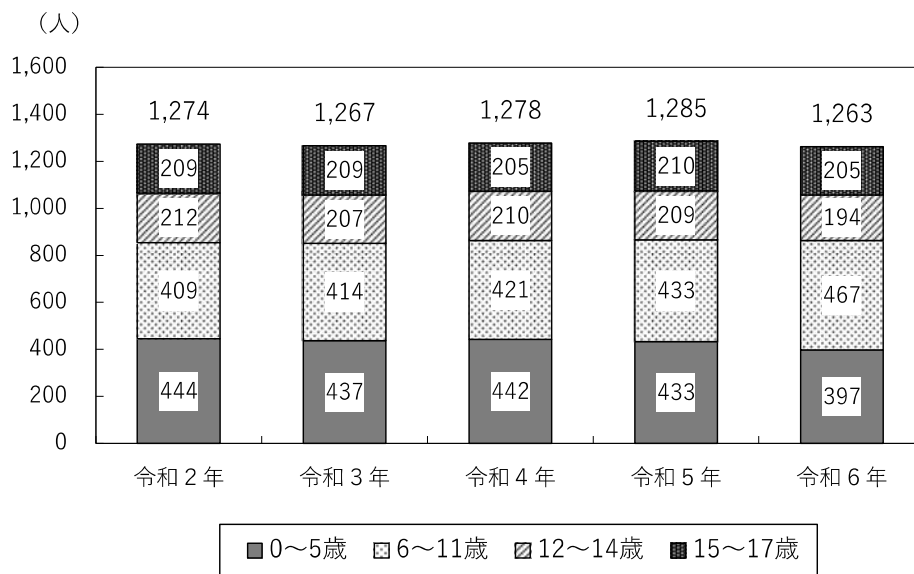
資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(2) 子ども人口の推移

18歳未満の子どもの人口は、増減しながら推移しており、令和5年に増加したものの、令和6年では減少して1,263人となっています。

0歳から5歳まで、12歳から14歳までは減少傾向となっている一方、6歳から11歳までは増加傾向となっています。

■子ども人口の推移



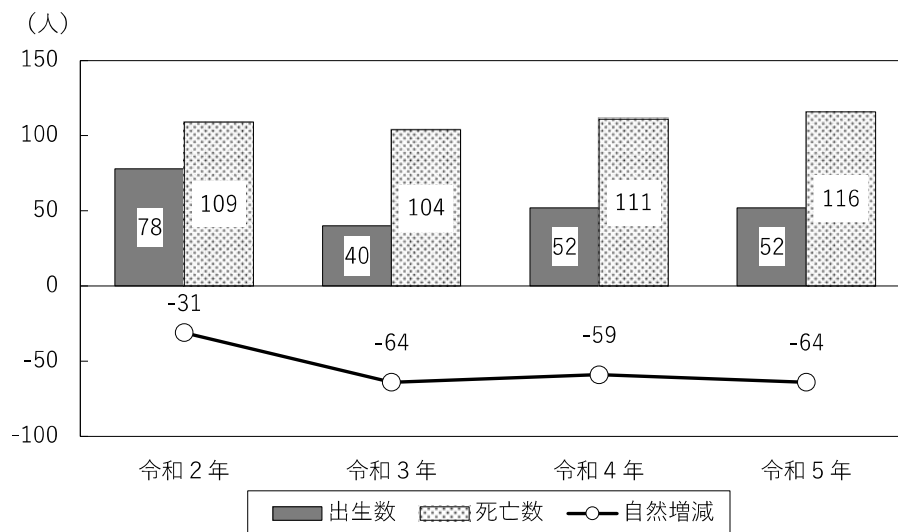
資料：住民基本台帳（各年3月末時点）

(3) 自然動態と社会動態

自然動態は、死亡数が出生数を上回る「自然減」で推移しており、その差は増加傾向となっています。

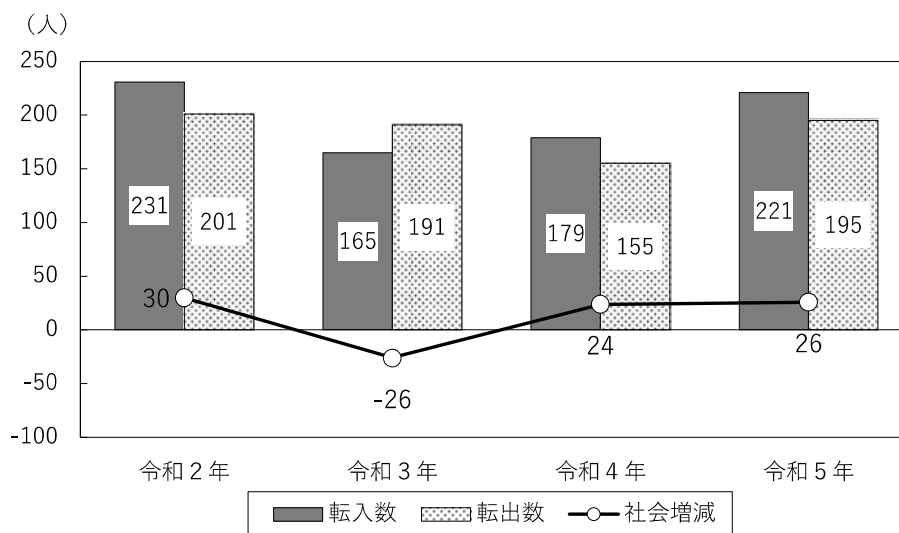
社会動態は、令和3年以外で転入数が転出数を上回る「社会増」となっています。

■自然動態の推移



資料：滋賀県人口推計調査

■社会動態の推移

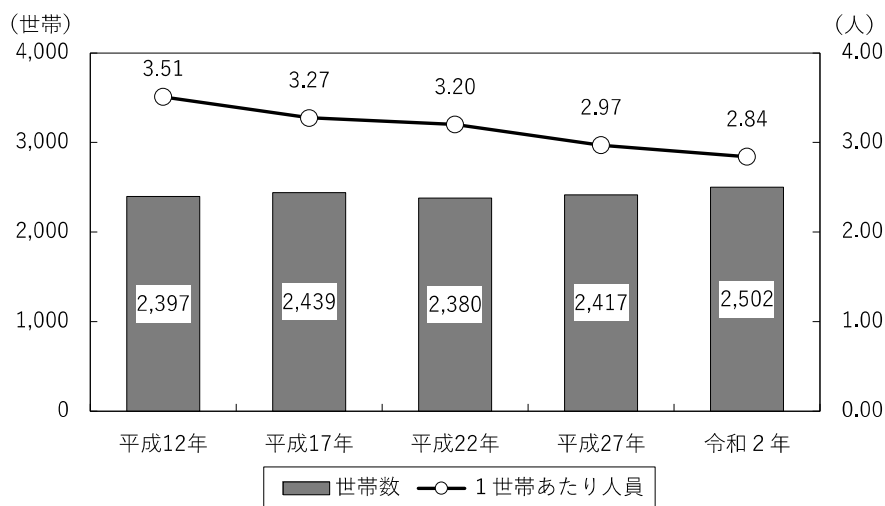


資料：滋賀県人口推計調査

(4) 世帯構造

① 世帯数と1世帯あたり人員の推移

世帯数は、平成12年以降2,400世帯前後で推移していましたが、令和2年には2,502世帯と増加しています。1世帯あたり人員については、平成12年以降減少が続いており、令和2年で2.84人となっています。

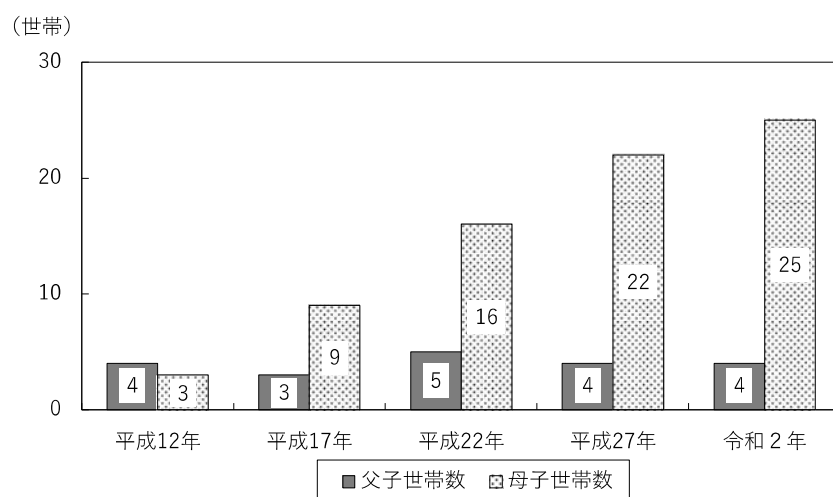


資料：国勢調査

② 父子世帯および母子世帯数の推移

父子世帯数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和2年で4世帯となっています。

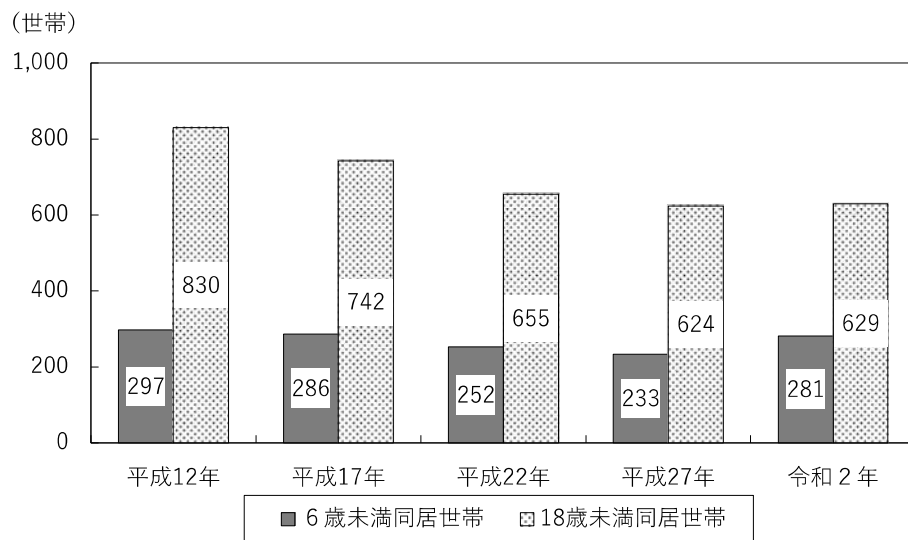
母子世帯数は、平成12年以降増加が続いており、令和2年で25世帯となっています。



資料：国勢調査

③ 子どものいる世帯数の推移

6歳未満同居世帯、18歳未満同居世代ともに平成12年以降減少が続いていましたが、令和2年に増加に転じ、6歳未満同居世帯が281世帯、18歳未満同居世帯が629世帯となっています。

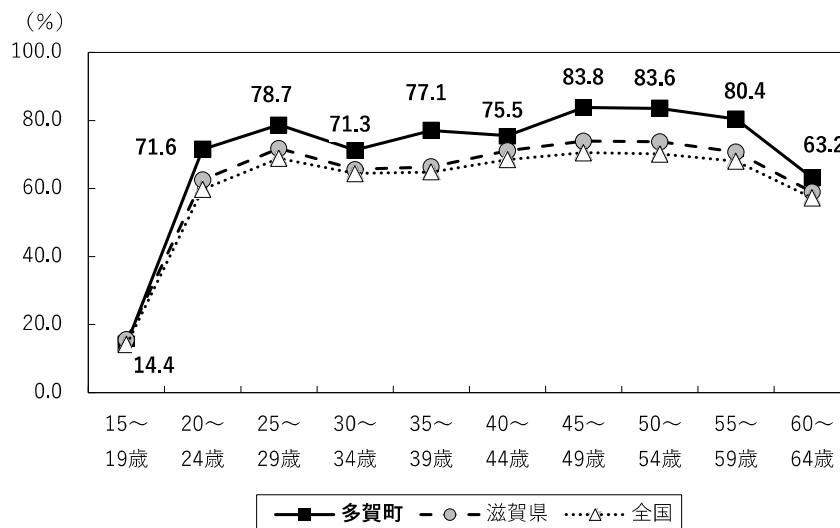


資料：国勢調査

(5) 女性の就労状況

① 女性の年齢階層別就業率（国・県との比較）

令和2年の女性の就業率を国・県と比較すると、15歳～19歳までを除く年齢層において国・県よりも高くなっています。

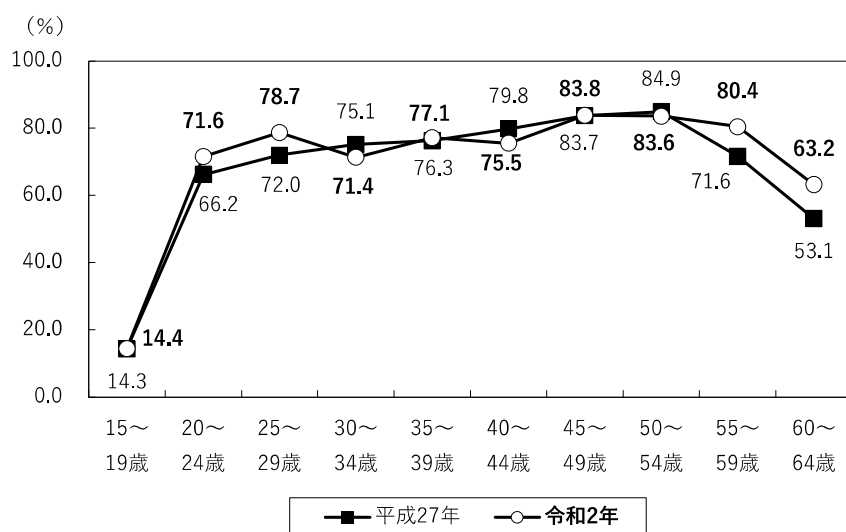


資料：国勢調査（令和2年）

※就業率算出にあたっては、労働力状態「不詳」を含む

② 女性の年齢階層別就業率（平成27年と令和2年の比較）

令和2年の女性の就業率を平成27年と比較すると、30～34歳、40～44歳、50～54歳を除く年齢層において平成27年よりも高くなっています。



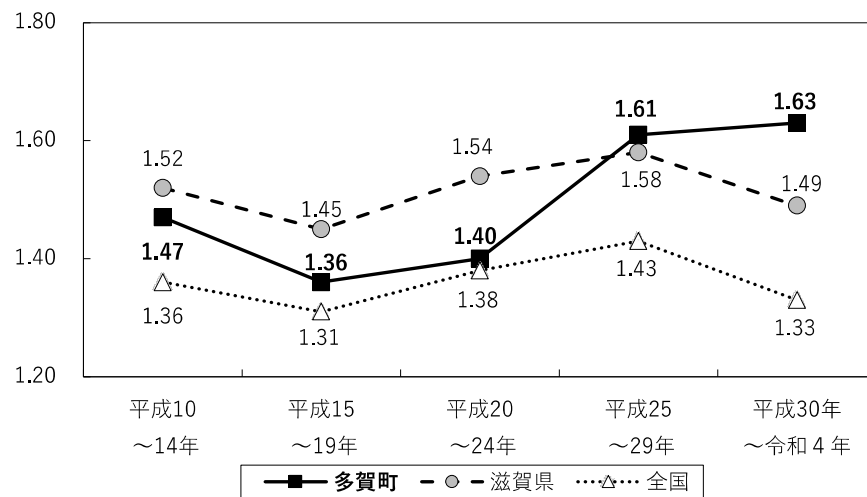
資料：国勢調査

※就業率算出にあたっては、労働力状態「不詳」を含む

(6) 合計特殊出生率

合計特殊出生率は、平成 15 年～19 年までは減少したものの、平成 20 年以降は増加が続き、特に平成 25 年以降は国・県の値を上回って推移し、平成 30 年～令和 4 年までは 1.63 となっています。

■合計特殊出生率の推移（国・県との比較）



資料：人口動態保健所・市区町村別統計

(7) 障害者手帳所持者の状況（18 歳未満）

① 身体障害者手帳所持者数の推移

18 歳未満の身体障害者手帳所持者数は、横ばいで推移しています。

単位：人

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
1 級	1	1	1	1	1
2 級	1	1	1	1	1
3 級	0	0	0	0	0
4 級	1	1	1	1	1
5 級	0	0	0	0	0
6 級	0	0	0	0	0
合 計	3	3	3	3	3

資料：福祉保健課（各年度 7 月末時点）

② 療育手帳所持者数の推移

18 歳未満の療育手帳所持者数は、ほぼ横ばいで推移しており、令和 5 年度には 13 人となっています。

単位：人

	令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
A（重度）	3	3	3	3	3
B（中度・軽度）	9	11	11	10	10
合 計	12	14	14	13	13

資料：福祉保健課（各年度 7 月末時点）

(8) 児童虐待相談件数

児童虐待相談件数は、令和元年度から令和 3 年度までにかけて増加しましたが、以降減少傾向となっています。虐待種別に見ると、ネグレクトが増加傾向となっています。

単位：件

		令和元年度	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度
新規・継続	新規	9	20	8	3	13
	継続	35	42	54	46	34
虐待種別	身体的虐待	5	16	10	11	6
	ネグレクト	23	23	26	22	29
	心理的虐待	16	23	26	15	11
	性的虐待	0	0	0	1	1
合 計		44	62	62	49	47

資料：教育総務課 子ども・家庭応援センター（各年度 3 月末時点）

(9) 各種手当の受給者数

① 児童手当の支給対象児童数の推移

児童手当の支給対象児童数は、令和2年度以降減少が続いており、令和5年度には996人となっています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
支給対象児童数	1,006	1,024	1,009	1,001	996

資料：福祉保健課（各年度2月末時点）

② 児童扶養手当の受給者数の推移

児童扶養手当の受給者数は、全部支給は令和2年度以降概ね横ばいで推移しており、令和5年度には15人となっています。一部支給は、令和元年度以降増加が続いていましたが、令和4年度に減少に転じ、令和5年度には24人となっています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数（全部）	21	16	14	16	15
受給者数（一部）	25	28	31	24	24
受給者数（停止）	15	13	13	15	14

資料：福祉保健課（各年度3月末時点）

③ 特別児童扶養手当の受給者数の推移

特別児童扶養手当の受給者数は、減少傾向で推移しており、令和5年度には10人となっています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
受給者数	13	12	11	10	10

資料：福祉保健課（各年度3月末時点）

④ 乳幼児福祉医療費助成の対象者数の推移

乳幼児福祉医療費助成の対象者数は、令和2年度に増加し、以降減少傾向となっています。

単位：人

	令和元年度	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度
助成対象者数	463	520	504	502	495

資料：税務住民課（各年度3月末時点）

2 教育・保育の状況

(1) 保育園・認定こども園等の状況

本町には令和6年4月1日時点で保育園、小規模保育事業所が各1箇所、認定こども園が2箇所整備されています。

保育園については、令和3年度から令和5年度にかけて入所者数が定員数を上回っていましたが、令和6年度は入所者数が定員数を下回っています。

認定こども園については、令和5年6月1日に「久徳うぐいすこども園」が開園したことにより、令和6年度の定員数は180人、入所者数は119人となっています。

令和6年4月1日時点の待機児童数は0人となっています。

■保育園の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（箇所）	1	1	1	1	1
定員数（人）	190	190	190	190	190
入所者数（人）	178	198	200	201	169
うち0歳児	2	7	1	0	2
うち1歳児	23	26	19	18	14
うち2歳児	34	24	25	24	20
うち3歳児	40	53	48	47	34
うち4歳児	39	45	59	52	47
うち5歳児	40	43	48	60	52

資料：教育総務課（各年度4月1日時点）

※受託児童含む

■認定こども園の状況

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
施設数（箇所）	1	1	1	1	2
定員数（人）	60	60	60	60	180
入所者数（人）	57	68	63	59	119
うち0歳児	0	1	0	0	0
うち1歳児	6	5	5	6	11
うち2歳児	8	12	9	5	14
うち3歳児	15	15	17	14	27
うち4歳児	19	17	17	17	38
うち5歳児	9	18	15	17	29

資料：教育総務課（各年度4月1日時点）

※受託児童含む

■小規模保育事業所の状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数（箇所）	0	1	1	1	1
定員数（人）	—	19	19	19	19
入所者数（人）	—	12	19	16	18

資料：教育総務課（各年度 4 月 1 日時点）

■待機児童数

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
待機児童数（人）	3	0	8	1	0
うち 0 歳児	1	0	3	0	0
うち 1 歳児	1	0	2	0	0
うち 2 歳児	1	0	3	1	0
うち 3 歳児	0	0	0	0	0
うち 4 歳児	0	0	0	0	0
うち 5 歳児	0	0	0	0	0

資料：教育総務課（各年度 4 月 1 日時点）

■幼稚園の状況

	令和 2 年度	令和 3 年度	令和 4 年度	令和 5 年度	令和 6 年度
施設数（箇所）	1	1	1	1	認定こども園 に移行
定員数（人）	90	90	90	90	
入所者数（人）	52	54	54	47	
うち 3 歳児	11	19	19	23	
うち 4 歳児	24	9	9	11	
うち 5 歳児	17	26	26	13	

資料：教育総務課（各年度 4 月 1 日時点）

※受託児童含む

※多賀幼稚園は、令和 5 年 6 月 1 日から「久徳うぐいすこども園」に移行

3 教育・保育サービスの状況

(1) 教育・保育の認定の実績

① 1号認定〔3歳児から5歳児までで学校教育を希望〕

1号認定の実績値は年々減少しており、令和4年度以降は実績値が量の見込みを下回る状況が続いています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	64	67	67	59	50
実績値	72	68	66	54	22
対計画比	112.5%	101.5%	98.5%	91.5%	44.0%

(各年度4月1日時点) ※町内居住児童(委託含む・受託除く)

② 2号認定〔3歳児から5歳児までで保育を必要とする〕

2号認定の実績値は年々増加しており、令和3年度を除き概ね見込み通りとなっています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	144	166	193	208	205
実績値	144	183	196	202	205
対計画比	100.0%	110.2%	101.6%	97.1%	100.0%

(各年度4月1日時点) ※町内居住児童(委託含む・受託除く)

③ 3号認定〔0歳児で保育を必要とする〕

3号認定〔0歳児で保育を必要とする〕の実績値は増減を繰り返しながら推移しており、令和4年度以降は実績値が量の見込みを下回る状況が続いています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	5	5	5	6	6
実績値	3	8	1	0	2
対計画比	60.0%	160.0%	20.0%	0.0%	33.3%

(各年度4月1日時点) ※町内居住児童(委託含む・受託除く)

④ 3号認定〔1歳児・2歳児で保育を必要とする〕

3号認定〔1歳児・2歳児で保育を必要とする〕の実績値は増減を繰り返しながら推移しており、令和2年度以降実績値が量の見込みを下回る状況が続いています。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		73	75	75	79	84
実績値	1歳	31	32	24	24	25
	2歳	34	37	36	30	34
	合計	65	69	60	54	59
対計画比		89.0%	92.0%	80.0%	68.4%	70.2%

(各年度4月1日時点) ※町内居住児童(委託含む・受託除く)

(2) 地域子ども・子育て支援事業の実績

① 利用者支援事業

各年度、1箇所です業を実施しています。

単位：箇所

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		1	1	1	1	1
実績値		1	1	1	1	1
対計画比		100.0%	100.0%	100.0%	100.0%	100.0%

② 時間外保育事業

令和4年度、令和5年度では、実績値が量の見込みを下回っています。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み		168	186	206	221	223
実績値		224	248	174	188	—
対計画比		133.3%	133.3%	84.5%	85.1%	—

③ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

令和4年度以降、実績値は増加しており、実績値が量の見込みを上回る状況が続いています。

単位：人

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	1年生	30	25	25	28	35
	2年生	19	30	25	25	29
	3年生	19	18	29	24	24
	4年生	14	12	12	19	16
	5年生	11	11	9	9	14
	6年生	4	4	4	3	3
	合 計	97	100	104	108	121
実績値	1年生	37	27	31	33	58
	2年生	18	34	28	30	35
	3年生	17	9	33	26	25
	4年生	18	11	5	25	19
	5年生	4	13	6	4	11
	6年生	5	1	10	4	3
	合 計	99	95	113	122	151
対計画比	1年生	123.3%	108.0%	124.0%	117.9%	165.7%
	2年生	94.7%	113.3%	112.0%	120.0%	120.7%
	3年生	89.5%	50.0%	113.8%	108.3%	104.2%
	4年生	128.6%	91.7%	41.7%	131.6%	118.8%
	5年生	36.4%	118.2%	66.7%	44.4%	78.6%
	6年生	125.0%	25.0%	250.0%	133.3%	100.0%
	合 計	102.1%	95.0%	108.7%	113.0%	124.8%

④ 子育て短期支援事業

利用実績はありませんでした。

単位：人日

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	ショートステイ	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	1	1	1	1	1
実績値	ショートステイ	0	0	0	0	－
	トワイライトステイ	0	0	0	0	－
対計画比	ショートステイ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	－
	トワイライトステイ	0.0%	0.0%	0.0%	0.0%	－

⑤ 地域子育て支援拠点事業

令和2年度は実績値が量の見込みを上回りましたが、令和3年度以降は下回っています。

単位：人回

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	2,636	2,750	2,858	2,903	2,820
実績値	2,687	1,601	1,947	2,034	—
対計画比	101.9%	58.2%	68.1%	70.1%	—

⑥ 一時預かり事業

幼稚園型は実績値が量の見込みを大きく上回っています。

幼稚園型以外の実績値は令和2年度から令和4年度までにかけて減少していたものの、令和5年度に増加に転じ、実績値が量の見込みを大きく上回っています。

■幼稚園型

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	154	166	180	175	159
実績値	435	448	603	377	—
対計画比	282.5%	269.9%	335.0%	215.4%	—

■幼稚園型以外

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	24	27	29	32	32
実績値	72	53	0	227	—
対計画比	300.0%	196.3%	0.0%	709.4%	—

⑦ 病児保育事業

実績値は年々増加しており、令和3年度以降は、実績値が量の見込みを上回っています。

単位：人日

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	13	13	14	15	15
実績値	13	15	16	42	—
対計画比	100.0%	115.4%	114.3%	280.0%	—

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

令和4年度と令和5年度に利用実績がありました。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	0	0	0	0	0
実績値	0	0	10	2	－
対計画比	※量の見込みがないため、算出不可				

⑨ 妊婦健康診査

利用者数、利用延べ回数ともに令和3年度を除き、実績値が量の見込みを上回っています。

単位：人、回

		令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	利用者数	53	53	53	53	52
	利用延べ回数	448	448	448	448	440
実績値	利用者数	102	48	55	62	－
	利用延べ回数	591	446	547	450	－
対計画比	利用者数	192.5%	90.6%	103.8%	117.0%	－
	利用延べ回数	131.9%	99.6%	122.1%	100.4%	－

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

実績値は年々減少しており、令和4年度以降は、実績値が量の見込みを下回っています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	53	53	53	53	52
実績値	74	53	42	41	－
対計画比	139.6%	100.0%	79.2%	77.4%	－

⑪ 養育支援訪問事業

実績値が量の見込みを下回って推移しています。

単位：人

	令和2年度	令和3年度	令和4年度	令和5年度	令和6年度
量の見込み	40	42	44	44	43
実績値	35	41	34	16	－
対計画比	87.5%	97.6%	77.3%	38.6%	－

4 アンケート調査結果からみる状況

(1) 調査の概要

本調査は、「多賀町子ども・子育て応援プラン」の改定に向けて、子育て家庭の生活状況や町の施策に対するご意見・ご要望をお伺いし、計画づくりの参考とさせていただくことを目的として実施しました。

■調査概要

項目	就学前子ども保護者	小学生保護者
調査対象者	町内在住の就学前児童（0～5歳）の保護者全員	町内在住の小学生の保護者全員
調査期間	令和6年3月11日～3月25日	
調査方法	各園での配布・回収および郵送配布・郵送回収による本人記入方式	学校配布・回収による本人記入方式

■回収状況

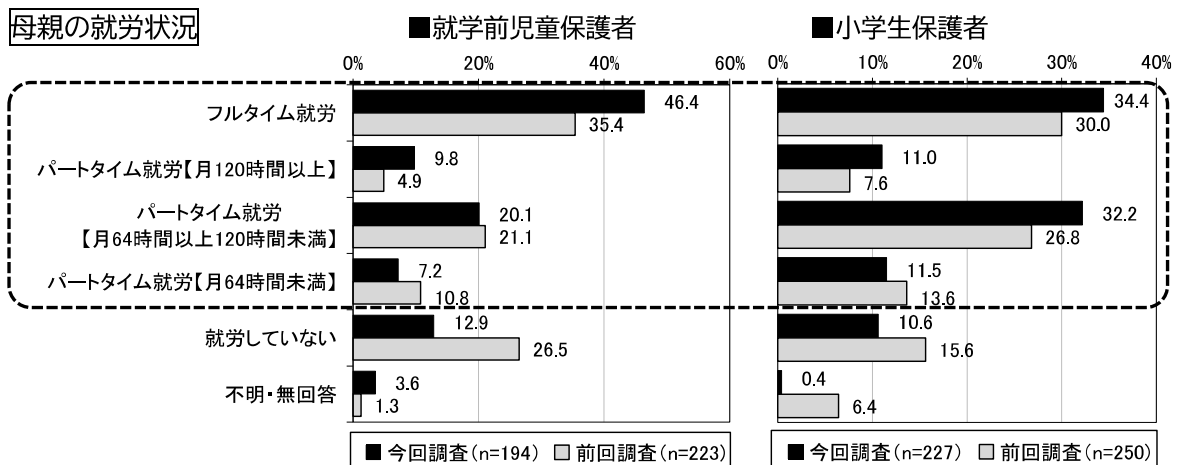
種別	配布数	有効回収数	有効回収率
就学前子ども保護者 (前回調査)	332 件 (303 件)	194 件 (223 件)	58.4% (73.6%)
小学生保護者 (前回調査)	323 件 (297 件)	227 件 (250 件)	70.3% (84.2%)

(2) 保護者の就労状況について

フルタイム就労が増加しており、母親の就労形態が大きく変化している。

母親の就労状況について、産休・育休・介護休業中も含めフルタイムまたはパートタイムで就労している人は、就学前児童、小学生の保護者ともに8割以上となっています。前回調査と比較すると、就学前児童保護者でフルタイム就労が11ポイント増加しています。

母親の就労状況

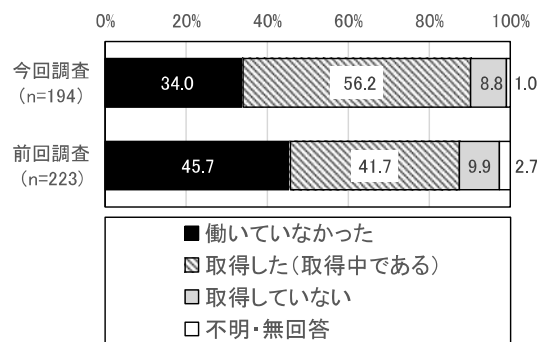


育児休業の取得率は父母ともに増加している一方、父親の育児参加が求められる。

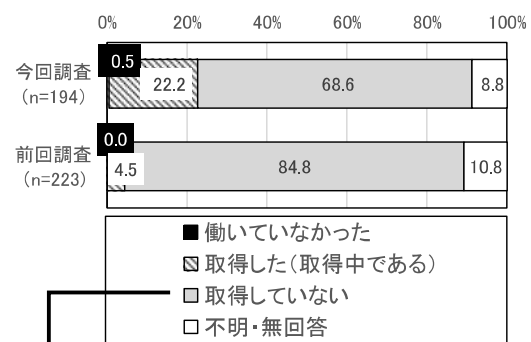
育児休業の取得状況について、前回調査と比較すると、「取得した（取得中である）」の割合が、母親では 14.5 ポイント、父親では 17.7 ポイント増加しています。父親の育児休業を取得していない理由としては、「職場に育児休業を取りにくい雰囲気があった」が前回調査と比べて増加していることから、父親の育休については理解が浸透していない現状もうかがえます。

育児休業の取得状況

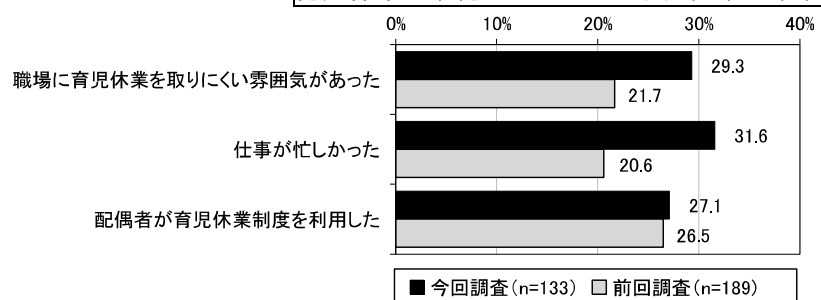
■就学前児童保護者【母親】



【父親】



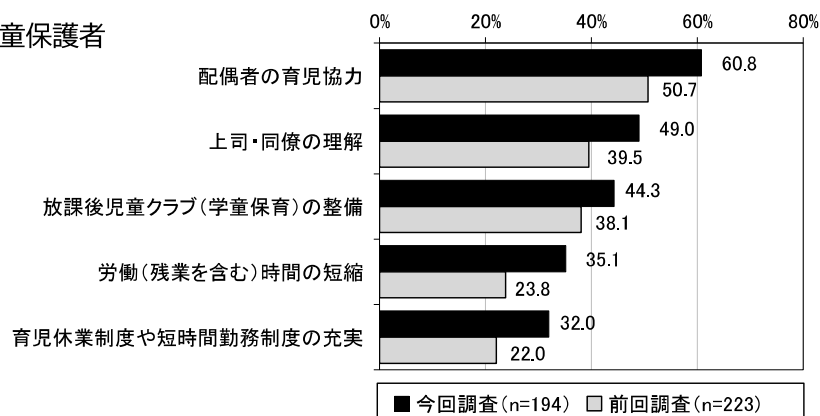
育児休業を取得していない理由（上位3位）



仕事と子育てを両立する上で必要なことについて、「配偶者の育児協力」が6割程度と最も高く、前回調査と比較しても 10 ポイント以上増加しており、さらなる父親の育児参加などが求められます。

仕事と子育てを両立する上で必要なこと（上位5位）

■就学前児童保護者



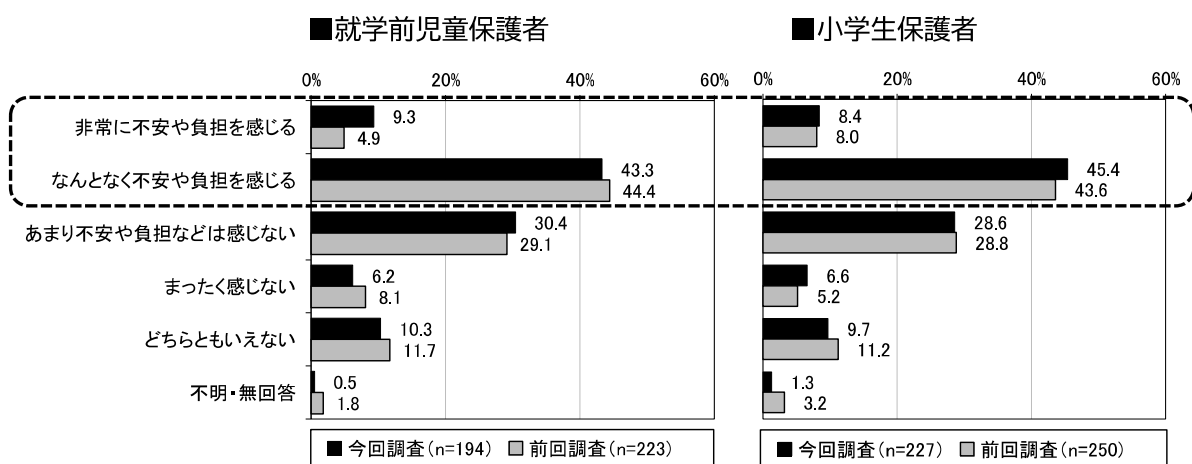
(3) 子育て環境について

就学前は子育てと仕事の両立、小学生では子どもの友だちのことに不安を感じている保護者が多い。

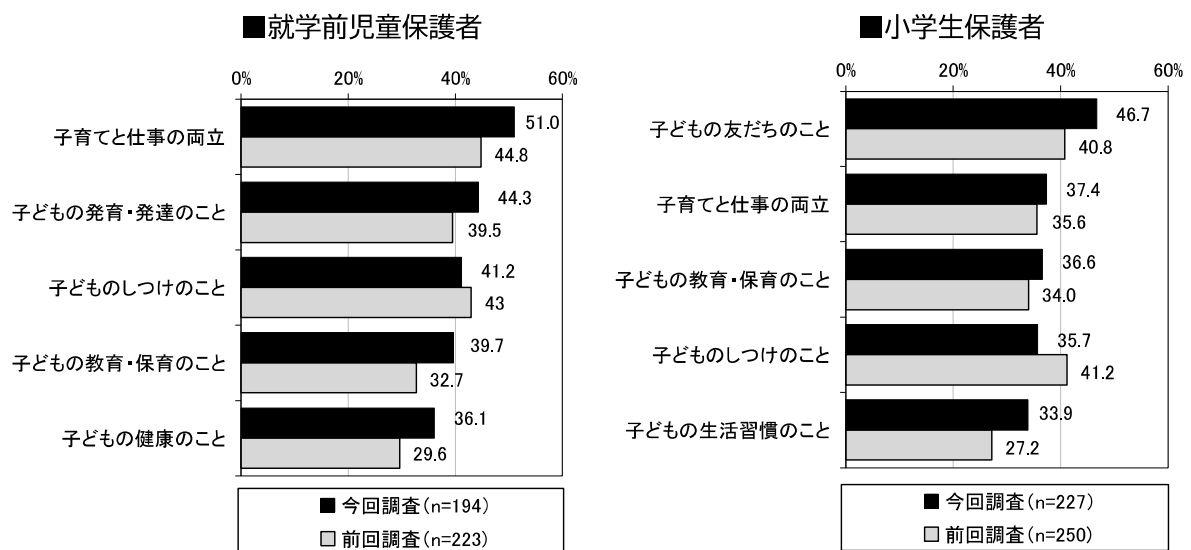
子育てに関する不安や負担の有無について、前回調査と比べてやや増加し、就学前児童、小学生の保護者ともに合計で5割以上となっています。

子育てに関して悩んでいることについては、就学前児童、小学生の保護者ともに「子育てと仕事の両立」「子どものしつけのこと」「子どもの教育・保育のこと」が上位にあがっており、仕事と子育ての両立支援などが求められます。前回調査と比較すると、就学前保護者では「子育てと仕事の両立」、小学生保護者では「子どもの友だちのこと」が増加しています。

子育てに関する不安や負担の有無



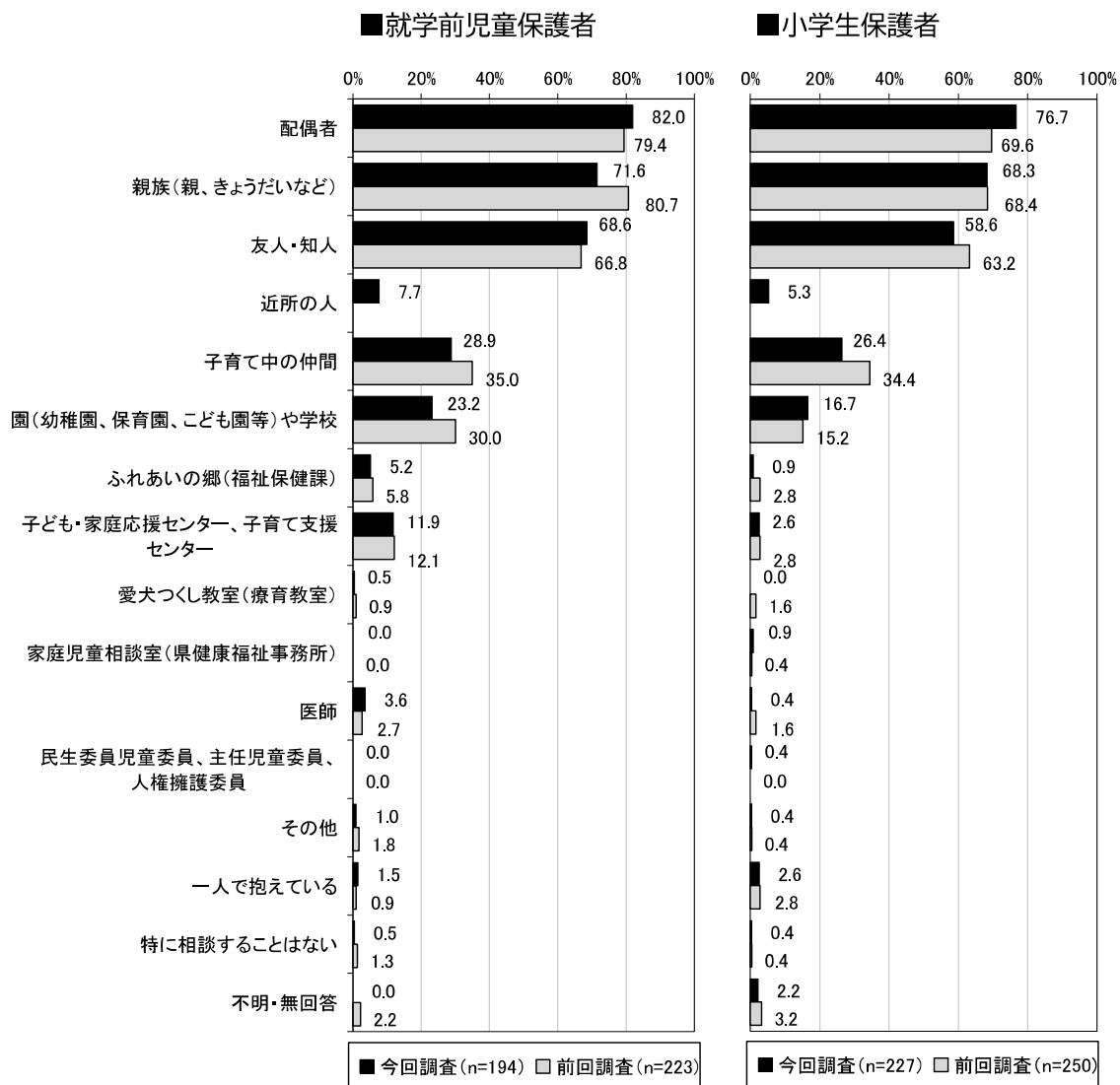
子育てに関する悩み（上位5位）



相談先として配偶者をあげる人が多く、近所の人や子育て中の仲間などは少なくなっていることから、世帯単位での子育て傾向がうかがえる。

子育てに関する相談先について、就学前児童、小学生の保護者ともに、「配偶者」や「親族」「友人・知人」という回答が前回同様、最も高くなっていますが、一方で、「子育て中の仲間」は前回と比べて減少しており、「近所の人」の割合も低くなっていることから、世帯単位での子育て傾向が進んでいることがうかがえます。また、「一人で抱えている」は、就学前児童保護者で 1.5%、小学生保護者で 2.6%となっています。

子育てに関する相談先

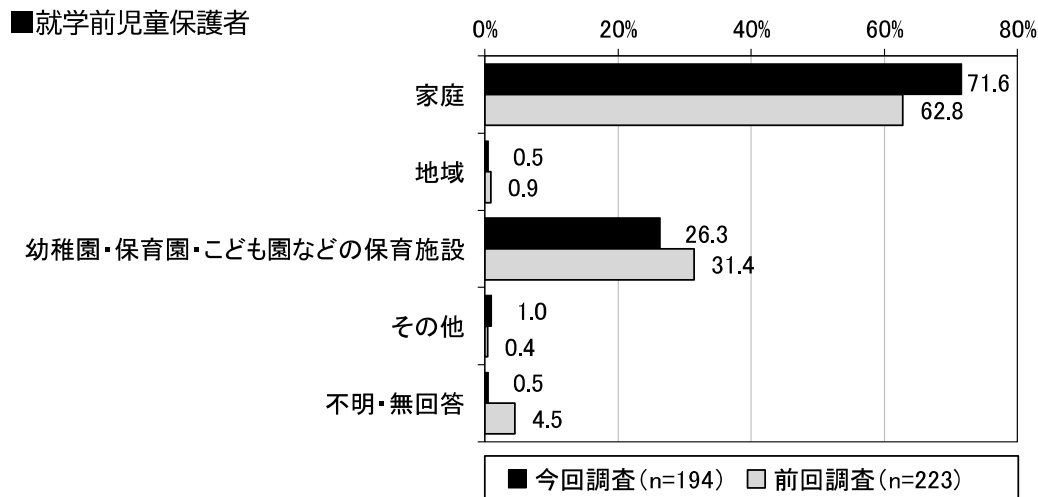


※今回調査の「友人・知人」の選択肢は、前回調査では「友人・知人・近所の人」の選択肢。

子育てに影響する環境は、家庭が7割以上、保育施設は2割以上となっている。

子育てに最も影響すると思われる環境について、就学前児童では「家庭」が増加しているものの、「幼稚園・保育園・こども園などの保育施設」が2割以上となっており、保育施設が子育てや教育における役割を担うことへの期待もうかがえます。

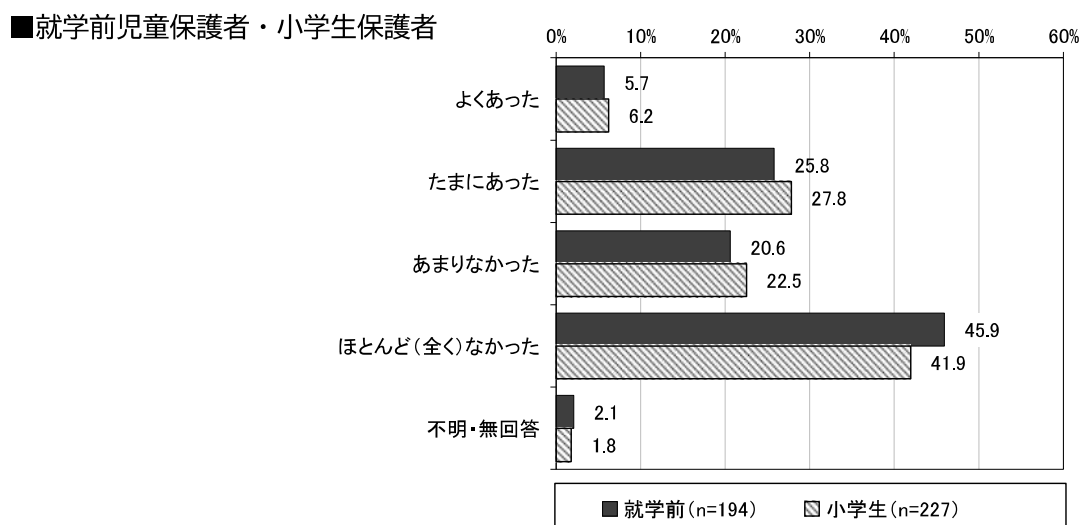
子育てに最も影響すると思われる環境



経済的な理由で子どもに必要な物事をあきらめたことがある人は、約3割となっている。

経済的な理由で子どもに必要な学習用品や習いごとなどをあきらめた経験の有無について、「よくあった」「たまにあった」の合計は、就学前児童保護者で 31.5%、小学生保護者で 34.0%となっています。

経済的な理由で子どもに必要な物事をあきらめた経験



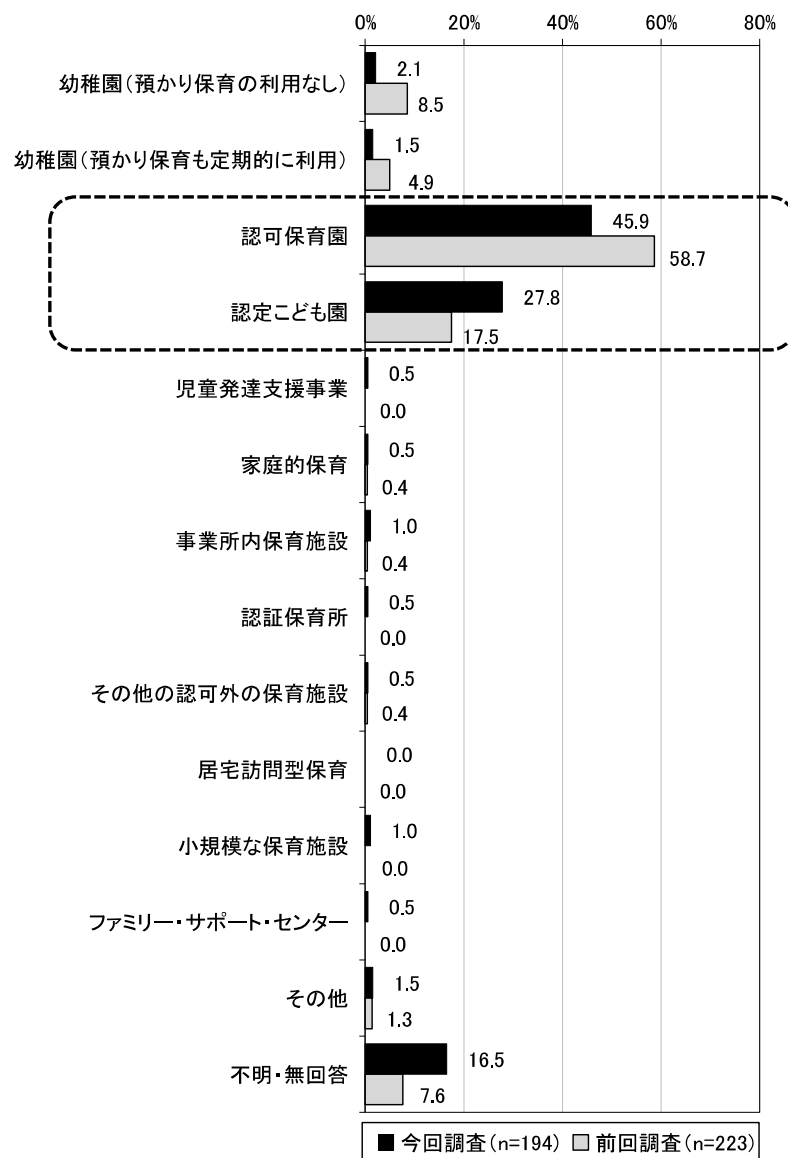
(4) 教育・保育事業やサービスの利用について

認可保育園の利用希望が約4割、認定こども園の利用希望が約3割となっている。

定期的に利用したい教育・保育事業について、令和5年までに多賀町内のすべての幼稚園が認定こども園へ移行したことから、「認定こども園」が3割程度と前回調査と比べて増加しています。また、「認可保育園」は減少したものの4割以上と最も高くなっており、共働き世帯や核家族世帯の増加から保育のニーズが高いことがうかがえます。

定期的に利用したい教育・保育事業

■就学前児童保護者

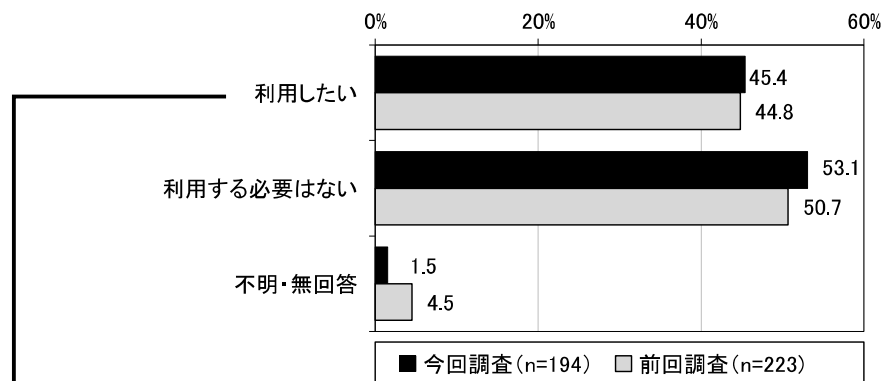


私用やリフレッシュ目的での一時的な預かり事業の利用意向が増加している。

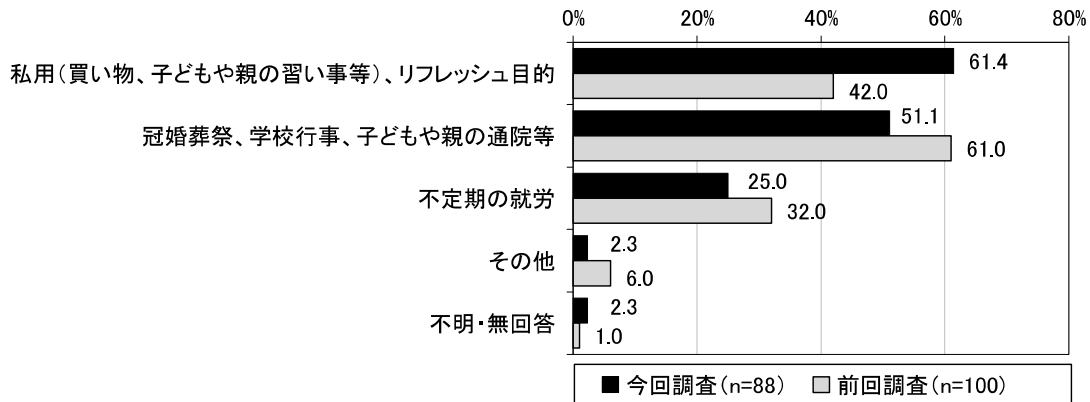
一時的な預かり事業の利用意向について、「利用したい」が4割以上となっており、利用したい理由については、「私用、リフレッシュ目的」が6割程度と最も高く、前回調査と比べて20ポイント近く増加しています。

一時的な預かり事業の利用意向

■就学前児童保護者



利用したい理由



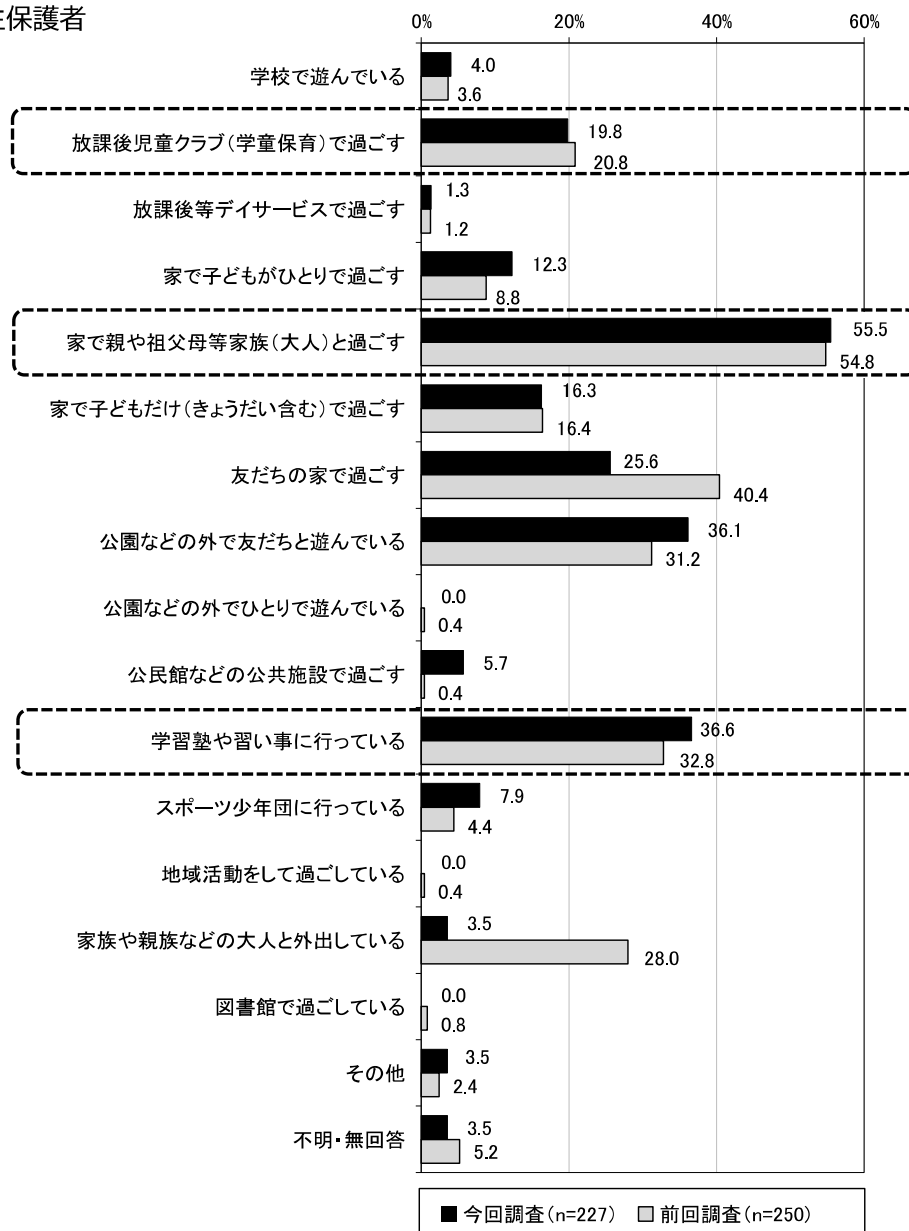
(5) 放課後の過ごし方について

放課後の過ごし方として、放課後児童クラブは約2割、学習塾や習い事に行く子どもや家で一人で過ごす子どもが増加している。

小学生の放課後の過ごし方について、「家で親や祖父母等家族（大人）と過ごす」が最も高くなっており、次いで「学習塾や習い事に行っている」「公園などの外で友だちと遊んでいる」が3割程度、「放課後児童クラブ（学童保育）で過ごす」が2割程度となっています。前回調査と比較すると、「家で子どもがひとりで過ごす」「学習塾や習い事に行っている」「公民館などの公共施設で過ごす」などが増加しています。

平日の放課後の過ごし方

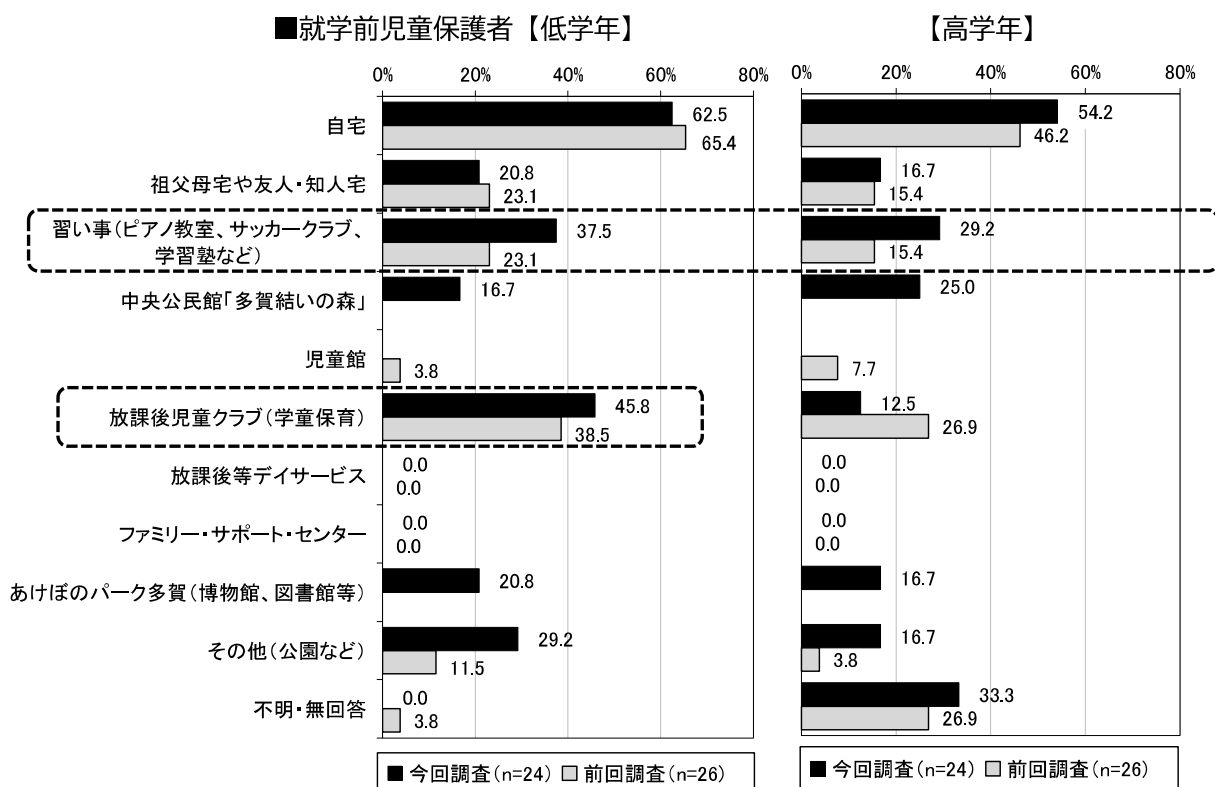
■小学生保護者



小学校入学後の放課後の過ごし方として、低学年では放課後児童クラブが約4割、高学年では習い事が約3割となっている。

就学前児童の小学校入学後の放課後の過ごし方について、低学年・高学年ともに「自宅」が最も高くなっていますが、低学年では「放課後児童クラブ（学童保育）」が4割以上、「あけぼのパーク多賀（博物館、図書館等）」が2割程度、高学年では「習い事（ピアノ教室、サッカークラブ、学習塾など）」「中央公民館「多賀結いの森」」が3割程度となっています。前回調査と比較すると、低学年で「放課後児童クラブ（学童保育）」、高学年で「習い事」が増加しています。

小学校入学後の放課後の過ごし方



※「中央公民館「多賀結いの森」」「あけぼのパーク多賀（博物館、図書館等）」は今回のみの選択肢。「児童館」は前回のみの選択肢。

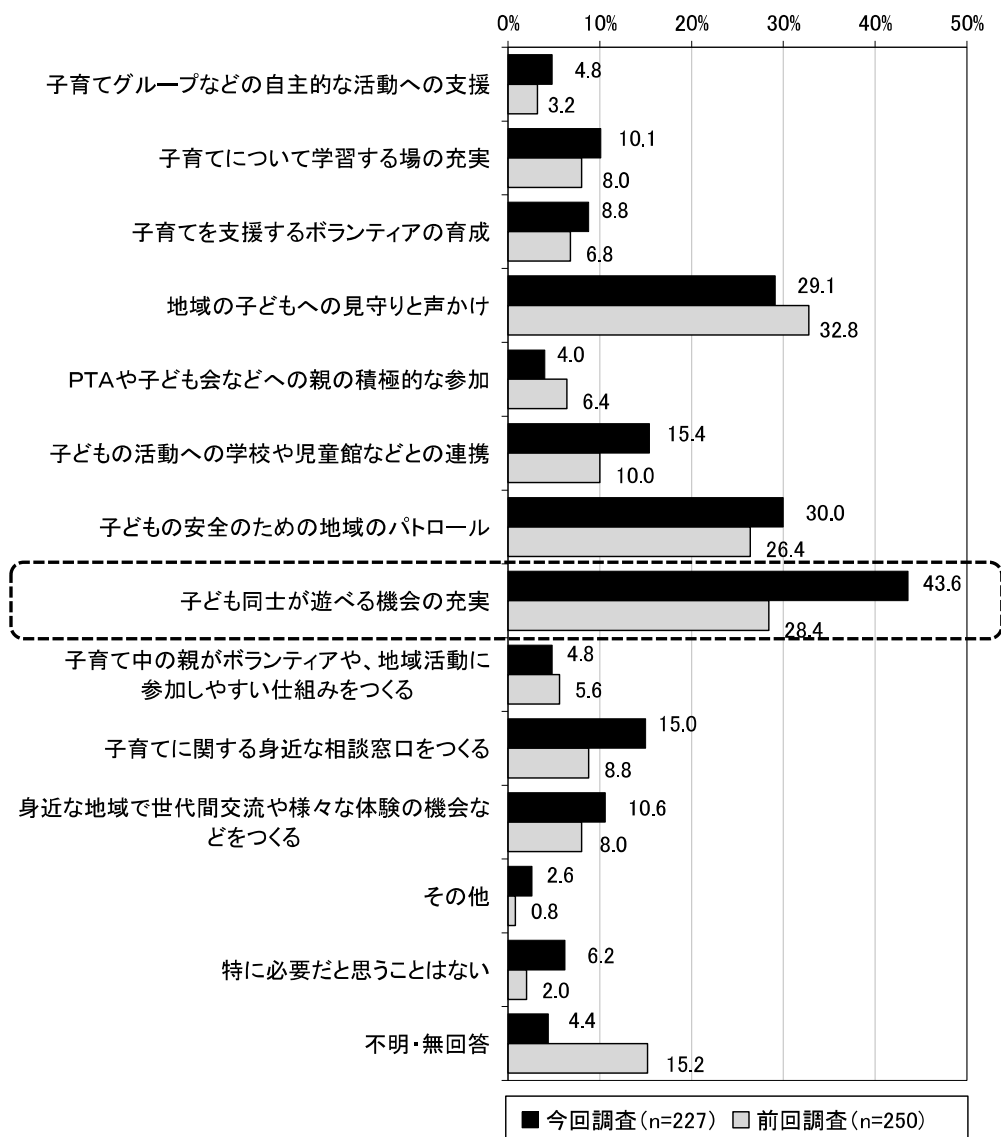
（６）多賀町の子育て支援について

地域において、子ども同士が遊べる機会の充実や子どもの安全を守る取組が求められている。

子育てについて地域として取り組むべきことについて、前回調査では「地域の子どもへの見守りと声かけ」が最も高くなっていましたが、今回は「子ども同士が遊べる機会の充実」が最も高くなっています。

子育てについて地域として取り組むべきこと

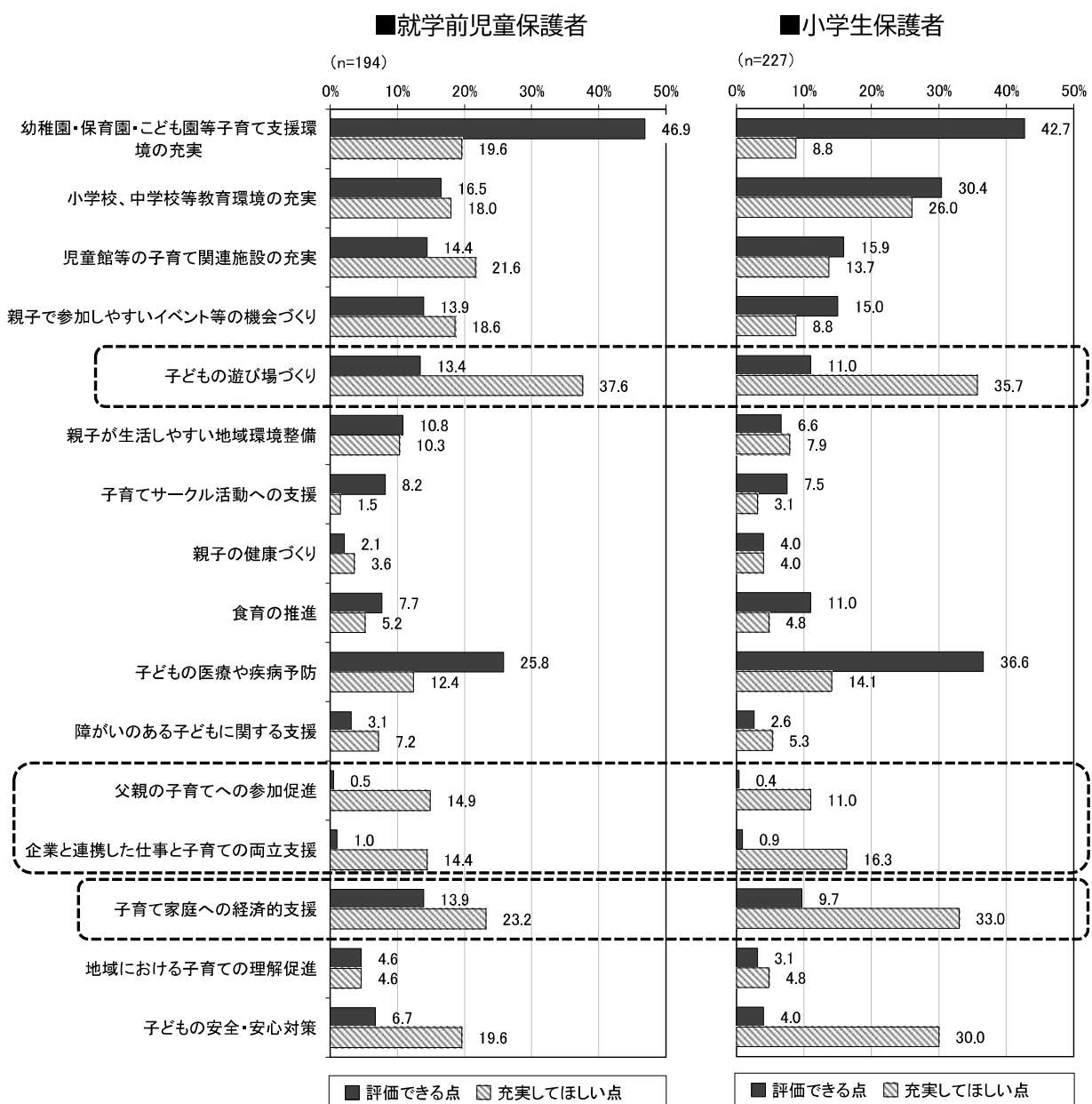
■小学生保護者



子育て支援環境や医療については評価されている一方で、子どもの遊び場づくりや経済的支援の充実が求められている。

子育てに関する取組について、評価できる点として「幼稚園・保育園・こども園等子育て支援環境の充実」「子どもの医療や疾病予防」が高くなっている一方、充実してほしい点として「子どもの遊び場づくり」「子育て家庭への経済的支援」が高くなっています。また、「父親の子育てへの参加促進」「企業と連携した仕事と子育ての両立支援」は評価が低くなっています。

多賀町の子育てに関する取組について、評価できる点・充実してほしい点



子どもが安全に遊べる場所や通学路の安全確保などが求められています。

多賀町の子育て支援について、就学前児童保護者では、室内で遊べる場所や広い公園を求める意見、経済的支援や保育環境の充実に関する意見、多賀町の自然を活かした遊びや教育に関する意見などがあげられています。小学生保護者では、子ども同士が遊びやすい環境づくり、通学路の安全確保などに関する意見があげられています。

多賀町の子育て支援についてのご意見・ご提案（自由回答）

■就学前児童保護者（意見抜粋）

遊び場・居場所について	
	・遊具がたくさんある広い公園がほしい。
	・夏休みなどは暑くて外で遊べないため、家の中で過ごすことになる。夏でも室内で体を動かして遊べるような場所をつくってほしい。
	・公民館などに安全なおもちゃを増やしてほしい。
保育事業・子育て支援サービスについて	
	・保育園退園制度をなくしてほしい。
	・現場の声に耳を傾け、保育士の就労環境や保育環境を整えてほしい。
	・子育て支援センターを午後も利用できるようにしてほしい。
	・平日の夕方や土日・祝日について、柔軟な預け方ができるようにしてほしい。
経済的支援について	
	・オムツ・ミルク等の購入助成は助かるが、申請しやすくしたり、品目を増やす等してほしい。
	・物価高騰で経済的に厳しい状況が続いている。
	・給食費の無償化や18歳までの医療費無料を求める。
相談・情報提供について	
	・健診も他の自治体より充実していて、すすすく相談など、小規模である利点を活かして実施されていると思う。
	・イベント開催について上手く周知してもらいたい。
子育て環境について	
	・自然豊かな多賀町だが、自然の遊び方に不慣れで十分に活かしていない。
	・多賀町は自然豊かで子育て施策が充実していると聞いて引っ越してきたが、他の市町も充実してきているため、多賀町だからこそということがなくなっている。
その他	
	・災害時、避難先での乳幼児の保育環境に不安を感じる。
	・スーパーやドラッグストアがなく、買い物が不便。

■小学生保護者（意見抜粋）

遊び場・居場所について	
	・同じ学年の子と住んでいる場所が遠く、友だちと遊ぶ機会が少ない。放課後そのまま学校で遊ぶことができる日があれば良い。
	・公園に遊具が少なく、子どもの人数が多くて使えないことがある。
	・多賀結いの森の開放日を増やしてほしい。
	・子どもが一人でも気軽に安全に遊びに行ける公園があれば、子ども同士が遊びやすい環境ができると思う。
学校・教育関連について	
	・小学校の施設や設備的な整備をお願いしたい。
	・成長とともに学校でのことが分かりづらくなっており不安も多い。参観や家庭訪問など先生と話す機会がありがたい。
	・通学路が危険な箇所が多いため、子どもたちが事故なく安全に通えるようにしてほしい。
	・多賀町はトラックなど大型車が多く、交通量も多いが、スクールガードが少ない。
	・小学校区に関わらず、自由に小学校を選べるようにしてほしい。
	・フリースクールの支援をしてほしい。
経済的支援について	
	・給食費の無償化を進めてほしい。
相談・情報提供について	
	・小学生以上の子どもの相談をする場所が必要。
	・療育の相談を気軽にできる体制や必要としているすべての子が受けられる児童発達支援を充実させてほしい。
学童や子育て支援について	
	・多賀町は子どもに対して学校の先生や学童の先生方が気軽に話をして、情報共有してくれる。
	・スポーツ学童のような、運動できる場があれば良いと思う。
	・多賀町らしい親子イベントを今後も開催してほしい。
その他	
	・公共交通機関を充実させてほしい。車がないとすごく不便だと思う。
	・小規模な町だからこそ、小さな声を取り上げてほしい。金銭面の補助はありがたいが、子育てしながら働きやすい町かというところではない。

5 第2期計画の評価

(1) 主な取組状況

第2期計画の基本目標ごとの主な取組状況は次のとおりです。

基本目標Ⅰ 子どもの人権の尊重と明るい未来を拓く人づくり
・人権に関する学習機会として、中学校においてスマホ・ケータイ人権教室を実施した。 ・乳幼児健診や乳児家庭全戸訪問事業、すくすく教室を通じて育児に不安や悩みを抱えた保護者の把握を行い、必要に応じて子ども・家庭応援センターと連携して支援を行った。 ・スクールソーシャルワーカーと連携し、不登校児童・生徒の相談活動を定期的に、また要請があった際に実施した。 ・幼小中連携教育を実施する中で、学習づくり、集団づくり、生活習慣づくりの3部会で協議を行い、子どもの実態に応じた取組を学校・園が連携して進めることができた。 ・学校支援コーディネーターの配置により、学校と地域の連携調整を行った。
基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てることができるまちづくり
・すくすく相談（子育て相談）は、コロナ禍の影響で令和4年までは希望者に対して実施、令和5年からは月1回保健センターで実施した。 ・発達相談員とともに、保育園等を定期的に訪問した。 ・健康推進員による、親子の料理教室、小学生と祖父母の料理教室等を実施した。 ・令和6年4月から高校生世代の医療費を無料とする福祉医療費助成制度を開始した。 ・情報モラルについて、親子で考える機会の設定や教職員への研修を行った。 ・ひとり親家庭等に対して、子ども家庭相談室と連携しながら相談・助言を行った。 ・各学校に特別支援教育支援員を配置し、通常学級に在籍する特別の支援を必要とする児童・生徒に対しても、きめ細かな個別指導を実施した。 ・令和5年度から第3子以降の給食費無償化を実施した。 ・保護者負担の軽減を目的に、令和6年度から保育園、こども園における主食（ごはん）の提供を実施した。
基本目標Ⅲ 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくり
・幼稚園を認定こども園化するなど、社会のニーズに合わせた教育・保育の提供を行った。また、適切な給付を行い、保育料の負担軽減を図った。 ・多賀小学校敷地内の放課後児童クラブで、大滝小学校の児童も含めて受け入れを行い、子どもたちに放課後や長期休業時の居場所を提供した。 ・子育てサークルへの支援や子育てサポーターなどボランティアの育成に努めた。 ・多賀町通学路安全推進会議において、小・中学校・園関係者等が確認した危険箇所について、協議検討した。 ・スクールガードの見守り活動と、教員による登下校時の引率、中学校PTAによる子どもの見守り活動を実施した。

(2) 進捗評価

【評価の方法】

第2期計画に掲載されている120の施策・事業を以下の評価基準で点数化しました。

十分できている …10点 ややできている …6点
 あまりできていない…3点 まったくできていない…0点

また、3つの基本目標や8つの施策目標、24の基本施策ごとに平均値を算出し、計画全体の検証を行いました。

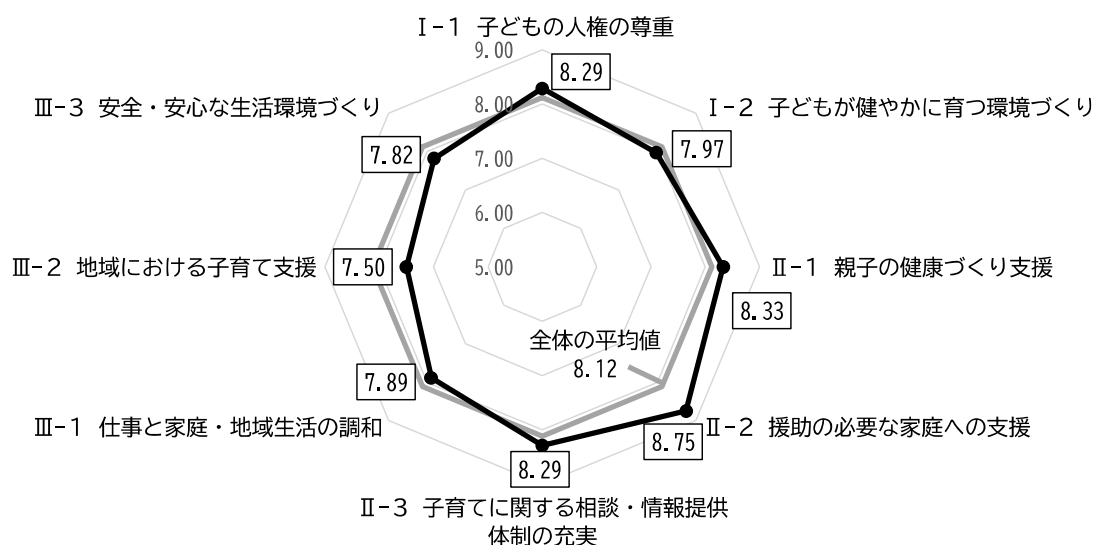
① 基本目標ごとの評価

計画全体の平均値は8.12となっており、基本目標ごとにみると、「基本目標Ⅱ」が8.47と計画全体の平均値を上回っている一方、「基本目標Ⅰ」と「基本目標Ⅲ」は全体の平均値を下回っています。

評価対象	平均値
基本目標Ⅰ 子どもの人権の尊重と明るい未来を拓く人づくり	8.06
基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てることができるまちづくり	8.47
基本目標Ⅲ 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくり	7.72
計画全体	8.12

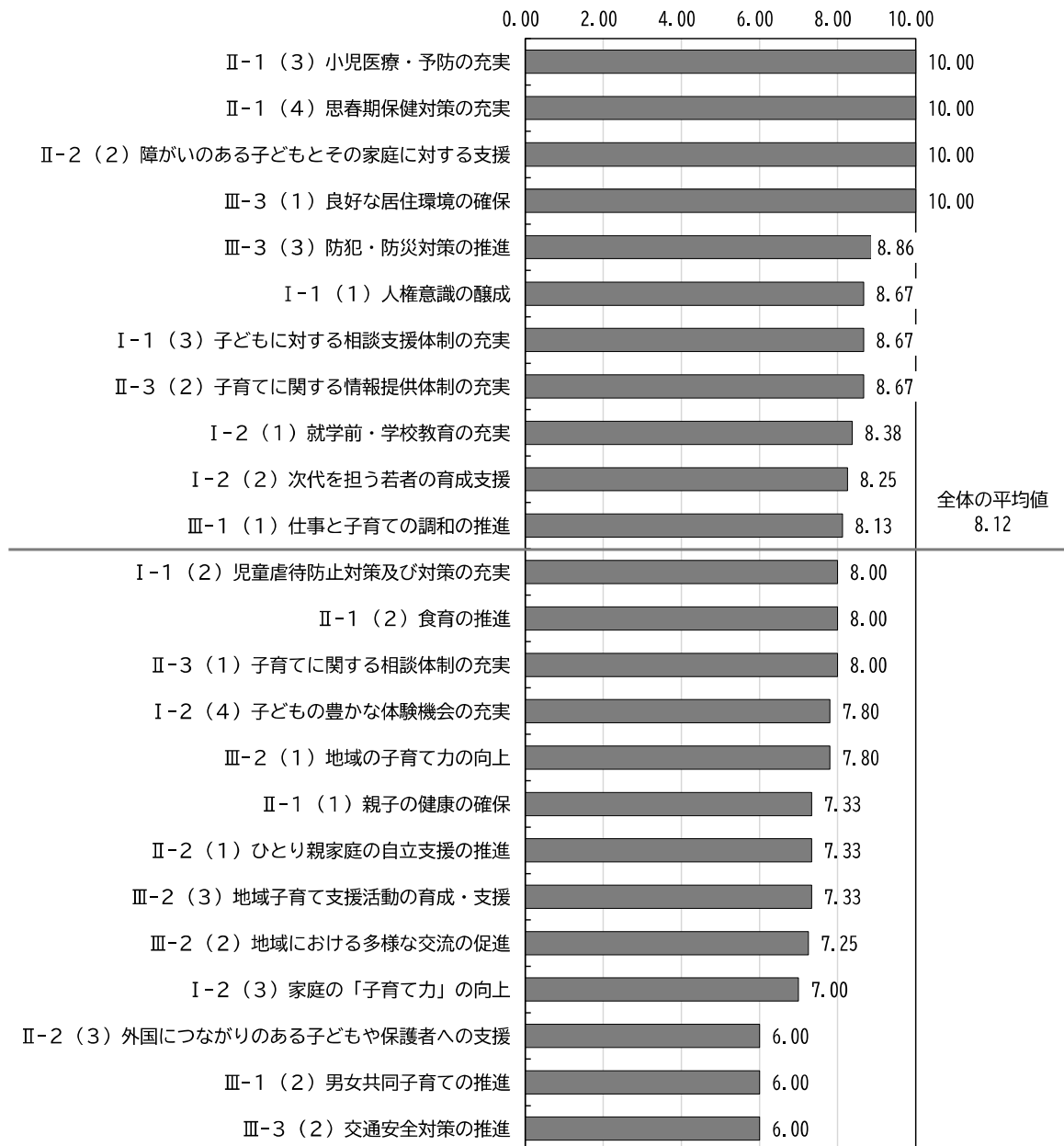
② 施策目標ごとの評価

施策目標ごとにみると、「Ⅰ-1 子どもの人権の尊重」「Ⅱ-1 親子の健康づくり支援」「Ⅱ-2 援助の必要な家庭への支援」「Ⅱ-3 子育てに関する相談・情報提供体制の充実」では計画全体の平均値8.12を上回っていますが、それ以外では全体の平均値を下回っています。



③ 基本施策ごとの評価

基本施策ごとにみると、「Ⅱ-1（3）小児医療・予防の充実」をはじめ4施策が10.00の最高点となっています。一方で、24施策中13施策が計画全体の平均値を下回っており、「Ⅲ-3（2）交通安全対策の推進」をはじめ3施策が6.00の最低点となっています。



6 子ども・子育てを取り巻く課題のまとめ

1 子どもが夢や希望を持って成長することができる環境づくりが必要です。

- こども基本法の基本理念およびこども大綱の基本的方針には、子ども・若者を権利の主体として認識し、多様な人格・個性を尊重し、権利を保障し、子ども・若者の今とこれからの最善の利益を図ることが示されており、子どもの権利を守る取組が重要となります。
- 児童虐待相談件数は、令和3年以降は減少傾向ですが、ネグレクトが増加傾向となっており、保護者への子育て相談や指導により、虐待防止に取り組むことが必要です。
- 小学生保護者が抱える子育てに関する悩みとして「子どもの友だちのこと」や「子どもの教育・保育のこと」が上位にあげられています。また、成長とともに学校でのことが分かりづらくなり不安という声もあがっていることから、学校と保護者が情報を共有できる体制づくりが必要です。
- アンケート調査では、小学生の放課後の居場所として、学習塾や習い事が増加しています。家庭環境に関わらず、多様な体験活動や外遊びの機会に接することができ、安心して過ごせる場所を持つことができるよう、学校・地域・家庭が連携して居場所づくりを推進することが重要です。
- 充実してほしい子育てに関する取組として、「子どもの遊び場づくり」が最も高くなっており、公園の遊具の充実や室内で遊べる場所が求められています。

2 家庭状況や支援ニーズに応じたきめ細かい支援が必要です。

- 母子世帯数が増加傾向にあり、ひとり親世帯は経済的困難を抱えやすい状況となっていることから、就労支援や経済的な支援が必要です。
- 経済的な理由で子どもに必要な物事をあきらめた経験がある保護者は、約3割で、そのうち「よくあった」と回答した割合は6%程となっており、経済的に困難な世帯が一定数あることがうかがえます。
- 多賀町では、各学校に特別支援教育支援員を配置し、一人ひとりに応じたきめ細かな個別指導を実施しており、引き続き発達段階に応じた指導を行うことが大切です。
- 子育てに関して不安や負担を感じている方は、5割以上となっており、そのうち「非常に不安や負担を感じる」と回答した割合は1割程となっており、保護者に寄り添った相談支援や子育てに関する情報提供等により、不安解消に努めることが重要です。
- 充実してほしい子育てに関する取組として「子育て家庭への経済的支援」が、特に小学生保護者で高くなっており、自由回答意見では、給食費の無償化などの経済的支援を求める声があがっていることから、引き続き支援に取り組むことが重要です。

3 子どもたちを見守り、子育てを支援する地域社会づくりが必要です。

- フルタイムで働く母親が増加しており、保護者の就労形態が大きく変化していることから、保育ニーズが今後も高まることが予想されます。
- 育児休業の取得率は父母ともに増加している一方で、父親の育児参加についてはまだ進んでいない状況がうかがえることから、周知・啓発に努めるとともに、仕事と子育ての両立支援に取り組むことが必要です。
- 私用やリフレッシュ目的での一時的な預かり事業の利用意向が増加しており、柔軟な預かり保育が求められています。
- 子育てに関する相談先について、「子育て中の仲間」の割合は減少し、「近所の人」も少なくなっていることから、家庭で子育てを抱え込んでしまう子育ての孤立化が懸念されます。地域全体での子育てを推進していくことが必要となります。
- 小学校入学後の過ごし方として、低学年では学童が4割以上となっています。学童において子どもたちの放課後の居場所を提供していくとともに、支援学級児童や障がい児の受入体制を整備していくことが重要です。
- 子育てについて地域として取り組むべきことについて、「子ども同士が遊べる機会の充実」が最も高くなっています。自由回答においても、近くに友だちが住んでいないため遊ぶ機会が少ないことや子どもが一人でも遊びに行ける公園があれば良いという意見があがっており、子どもたちだけでも安心して遊ぶことができる場所が必要となっています。
- アンケート調査では、通学路の安全確保を求める意見やスクールガードが少ないという意見があがっており、地域における登下校の見守りを継続して行うことが必要となります。

1 計画の基本理念

本計画においては、子どもが権利の主体として尊重され、幸せに生きていけるよう、子どもの権利を保障するとともに、地域全体で子どもと子育て家庭を応援するまちをめざして、これまでの基本理念を継承し、取組を進めていきます。

みんなで応援 子どもと子育て

親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀

地域共生社会の実現に向けて、これまで以上に子どもの成長と保護者の子育てを温かく見守り、応援できるよう、地域のあらゆる分野におけるすべての構成員が、子どもの育ちや子育て家庭への支援の意義を理解し、それぞれの役割を果たすとともに、相互に協力して行われるまちづくりをめざします。

2 計画の基本的な視点

視点 ① 子どもの最善の利益の確保

子ども・若者は、家族にとっても、社会にとっても大切な存在であり宝であり、子どもの育ちや子育て家庭を応援するにあたり、子どもの幸せを第一に考え、子どもの最善の利益が実現される社会をめざすことを基本にします。子どもが自立した個人として尊重され、虐待やいじめを受けることがなく、障がいの有無や国籍等に関わらず等しく教育・保育が受けられる環境の整備を図ります。

視点 ② 多賀町の未来を託す人づくり

子どもたちの創造的で豊かな心を育むことで、将来への夢や希望を持ち、地域社会の一員としてこれからの社会を支えていくことができる人づくりを重視します。

また、子どもたちの成長には、家庭での子どもと保護者の関わりや周りの大人との関わりが大きな影響を持つことから、家庭や地域の子育て力の向上を図ります。

視点 ③ ふれあいと支え合いの子育て応援の輪が広がる地域づくり

地域社会全体で子どもの育ちや子育て家庭を応援するため、地域社会の様々な構成員が、子どもの権利を守り、子どもをまちの宝として大切に育てる意識を共有するとともに、多様なふれあいや支え合いを通して、子育て応援の輪が広がる地域づくりを重視します。

なお、こうした地域づくりにあたっては、小学校区（多賀・大滝）ごとに人口の構造・規模・動向が大きく異なるため、地域の実態を踏まえ、取り組みます。

視点 ④ すべての子育て家庭が安心できる子育て支援

ライフスタイルや家族観の多様化や保護者の就労形態の変化など、今後も子育て家庭がおかれる様々な状況に対応できるよう、利用者の視点に立った柔軟かつ総合的な保育・教育事業の実施と、子育て支援策の充実を重視します。

親が子どもの成長を喜びとして実感できるよう、また、地域社会とのつながりの中で親も子も成長できるよう、仕事と家庭生活、地域生活との調和の実現に努め、ゆとりある家庭づくりを重視します。

3 基本目標

基本理念の実現に向けて、次の3つの基本目標を掲げ、施策を推進します。

基本目標Ⅰ 子どもの権利の保障と明るい未来を拓く人づくり

こども基本法の理念に基づき、子どもたち自身が権利の主体であることを理解するとともに、子どもの最善の利益を尊重する地域社会の形成に向けた取組を進めることが必要です。様々な機会を通じて子どもが意見を表明でき、その意見が尊重される環境づくりを進めるとともに、子どもや子育て家庭の視点に立った支援に努めます。

学校や家庭等における教育環境の充実、子どもたちの多様な学びや体験機会の充実、安心して過ごすことができる居場所づくり等に取り組むことで、子どもの生きる力と豊かな心を育みます。

また、不登校や学校に行きづらい子どもなど、子どもへの相談支援体制を充実させるとともに、次世代を担う子どもが、様々な教育や多様な交流の中で人生を切り拓くための力をつけ、将来に対して明るい希望を持てるような社会環境づくりを進めます。

基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てることができるまちづくり

妊娠・出産期から学童期・思春期、青年期まで、子どもの心身の健やかな成長を支えるために、切れ目なく保健・福祉の取組を推進することが重要です。子どもを安心して産み育てることができるよう、母子保健の推進、病気や障がいの早期発見、適切な医療体制の整備、思春期における心身の健康づくりなど、妊娠期からの切れ目のない支援を推進します。

また、子どもの貧困やヤングケアラーなど、複合的な課題を抱える子育て家庭が全国的に増加しており、それぞれの状況に応じた支援やきめ細かな対応が求められています。関係機関との連携を強化し、課題を把握して支援につなげる体制整備を進めるとともに、相談体制や情報提供体制の充実を図り、誰一人取り残さず、すべての子どもと子育て家庭を支える環境づくりを進めます。

基本目標Ⅲ 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくり

核家族化の進行や地域のつながりの希薄化、保護者の就労形態の多様化など、子育て家庭を取り巻く状況は大きく変化しており、子育て家庭の孤立化も懸念されます。子育て家庭の孤立を防ぐとともに、安心して子育てができる環境の整備に努め、子育て家庭の不安の解消に取り組みます。また、子育てをしながらでも働きやすい職場環境の整備、就労形態の多様化に対応した保育サービスの充実を図り、保護者がゆとりを持って子どもと向き合えるよう支援します。

子どもや子育て家庭が暮らしやすいまちづくりに向けて、公園や通学路の安全確保、防犯活動や見守り等を進め、地域全体で子どもを見守り、育んでいくまちをめざします。

4 施策の体系

本計画の基本理念とその実現に向けた基本目標、また施策目標とそれに基づく取組について、以下の体系に沿って展開します。

みんなで応援 子どもと子育て 親も子も地域も キラリとひかるまち・多賀		
基本目標Ⅰ 子どもの権利の保障と明るい未来を拓く人づくり		
施策目標	1 子どもの権利の保障	(1) 子どもの権利に関する意識の醸成 (2) 児童虐待防止対策および対応の充実 (3) 子どもに対する相談支援体制の充実
	2 子どもが健やかに育つ 教育環境の整備	(1) 就学前・学校教育の充実 (2) 次代を担う若者の育成支援 (3) 家庭の子育て力の向上
	3 居場所や体験機会の充実	(1) 居場所づくりの推進 (2) 子どもの豊かな体験機会の充実
基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てることができるまちづくり		
施策目標	1 親子の健康づくり支援	(1) 親子の健康の確保 (2) 食育の推進 (3) 小児医療・予防の充実 (4) 思春期保健対策の充実
	2 援助の必要な家庭への支援	(1) ひとり親家庭の自立支援の推進 (2) 子どもの貧困対策の推進 (3) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援 (4) 外国につながるのある子どもや保護者への支援
	3 子育てに関する相談・情報提供 体制の充実	(1) 子育てに関する相談体制の充実 (2) 子育てに関する情報提供体制の充実
基本目標Ⅲ 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくり		
施策目標	1 仕事と家庭・地域生活の調和	(1) 多様な保育サービスの充実 (2) 仕事と子育ての両立支援 (3) 男女共同子育ての推進
	2 地域における子育て支援	(1) 地域の子育て力の向上 (2) 地域における多様な交流の促進 (3) 地域子育て支援活動の育成・支援
	3 安全・安心な生活環境づくり	(1) 子どもにやさしいまちづくりの推進 (2) 交通安全対策の推進 (3) 防犯・防災対策の推進 (4) インターネットの利用に関する対策の推進

第4章 総合的な施策の展開

基本目標Ⅰ 子どもの権利の保障と明るい未来を拓く人づくり

施策目標1 子どもの権利の保障

施策の方向

- 子どもの権利について周知・啓発を行い、教育・保育現場や子どもに関わる団体をはじめ、すべての大人や子ども自身が、子どもが権利の主体であることの認識を深めることができるよう取り組みます。
- 様々な場面で子どもが意見を表明できる環境を整え、意見を十分に聴き、施策等に反映することで、社会の一員としての主体性の向上をします。
- 児童虐待防止の周知・啓発に努め、関係機関と連携して未然防止に取り組むとともに、発見した際に迅速な対応や支援につなげることができる体制づくりに努めます。
- 不登校やいじめ等、子ども自身やその保護者が悩みや困りごとを抱えたときに相談しやすい体制づくりに取り組みます。

具体的な事業

(1) 子どもの権利に関する意識の醸成

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	子どもの権利の周知・啓発	パンフレットやホームページ、講座等を通じて、子ども基本法、子どもの権利条約の趣旨や内容について理解を深めるための情報提供や啓発を行い、子どもが権利の主体であることを広く周知します。	総務課 教育総務課 学校教育課
②	子どもの人権問題に関する啓発・教育の推進	子どもに対する虐待やいじめなどを防止するため、子どもの人権や障がい者理解、外国人への理解、性的マイノリティへの理解、情報モラル等について、住民および各関係者の理解を深めるための啓発・教育を進めます。	生涯学習課
③	人権に関する学習機会の提供	保育園・認定こども園において人権擁護委員による人権教室を開催し、「いじめ」「命の大切さ」「相手を思いやる心」の大切さについて楽しみながら学べる機会を提供します。	総務課

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
④	保育園・認定こども園、小・中学校における人権保育・教育の推進	子どもの発達段階に応じて子ども一人ひとりの人権を十分尊重するとともに、集団の中で命の大切さ、お互いを思いやる心が持てるような仲間づくりを進める人権保育・教育の充実を図ります。また、教職員や保育士等を対象に子どもの人権についての研修を実施します。	学校教育課
⑤	子どもの意見聴取と施策等への反映	計画の見直しや子ども関連施策の検討などにあたり、様々な方法で子どもの意見を聴きとるとともに、意見・要望等を反映させる仕組みを構築します。	福祉保健課 教育総務課

(2) 児童虐待防止対策および対応の充実

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	児童虐待防止に向けた住民意識の醸成	児童虐待が子どもに及ぼす影響、地域で子どもを見守り育てることの重要性、虐待を発見した場合の通報体制など、児童虐待防止について住民の理解を促します。 また、社会全体で児童虐待防止に取り組む住民の意識を高めるため、関係機関や関係団体、企業などと協働しながら、11月の「児童虐待防止推進月間」を中心に啓発活動を行うとともに、広報紙、パンフレット、有線放送やSNS等により広く啓発します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
②	保育園・認定こども園、小・中学校での把握	保育園・認定こども園での生活や小・中学校での不登校、長期欠席、問題行動などの背景に虐待がないか、保育・教育活動や面談、家庭訪問等を通して児童や家庭への関わりを深めるとともに、子ども・家庭応援センターと連携して虐待等の早期発見に努めます。	教育総務課 学校教育課
③	虐待の早期発見・早期対応	妊婦健診や乳幼児健診、乳児家庭全戸訪問事業、すくすく相談、子どもの養育困難家庭に対する訪問事業等を通じて、子育てに対する不安や悩み、虐待リスクを抱えた家庭がないかどうかを把握するとともに、民生委員・児童委員等と連携して虐待の早期発見に努めます。必要な家庭には子ども・家庭応援センターと連携して支援を行います。	福祉保健課 教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
④	関係課や湖東こども家庭相談室等関係機関との連携	虐待と見られる事例があった際には、関係課や子ども家庭相談室等関係機関との連携により、相談や訪問、一時保護等の確な対応に努めます。 その際、児童の安全の確認・確保に努めるとともに、保護者への心のケアなどを支援します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
⑤	DV防止に向けた啓発	子どもの目の前でDV（配偶者やパートナーがその相手に暴力を振るう行為）など、間接的な被害を防止するため、DV防止等に関する内容の普及や広報などの啓発活動に努めます。	教育総務課 （子ども・家庭 応援センター） 福祉保健課
⑥	DV相談、DV被害者の一時保護等の推進	DVに関する相談や、状況に応じて関係課や子ども家庭相談室等関係機関との連携により、被害者およびその子どもの一時保護等の対応を行います。	教育総務課 （子ども・家庭 応援センター） 福祉保健課
⑦	要保護児童対策地域協議会の連携の強化	要保護児童対策地域協議会代表者会議や、実務者会議をはじめ、関係機関や関係団体等が虐待を受けている児童等に関する情報、考え方を共有し、要保護児童の適切な保護や保護者への対応を図るため、連携の強化を図ります。	教育総務課 （子ども・家庭 応援センター）

（３）子どもに対する相談支援体制の充実

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	子どもに対する相談体制の整備	スクールカウンセラーや不登校支援員を小・中学校へ派遣し、不登校やいじめ等、子ども一人ひとりの心の問題に対応できる相談・指導体制の充実に努めるとともに、子どもに対する相談窓口の周知を図ります。 また、家庭や関係機関、関係課との連携を強化して、子どもの状況把握に努めます。	教育総務課 （子ども・家庭 応援センター） 学校教育課
②	教育支援教室「虹」の開設	様々なことが原因で、学校に行きにくくなった子どもが、心を休め、自信をつけ、笑顔で登校できるように、子どもや保護者の願いを受け止め、学校とともに支援します。	教育総務課 （子ども・家庭 応援センター）
③	不登校・いじめ対策協議会の開催	スクールソーシャルワーカーを中心に、不登校児童・生徒の相談活動を実施するとともに、町内の子育て支援に関する会議等の調整や随時の相談活動、調整会議などを行います。	学校教育課



施策目標2 子どもが健やかに育つ教育環境の整備

施 策 の 方 向

- 子どもたちの「生きる力」を育むという基本的な考え方にに基づき、就学前教育や義務教育における教育方法・内容の向上を図るとともに、連続性のある教育を推進します。
- 保護者や地域の人たちから学校運営に関する意見を聴き、地域に根ざした学校づくりを進めます。
- 子どもたちが将来への展望を持って、地域・社会を担っていく大人へと成長していくことができるよう、基礎となる育ちを地域とともに支えます。
- 子育てや教育の基盤となる家庭において、保護者と子どもとの関わりの中でともに育ちあうことができるよう、家庭の子育て力の向上を図るとともに、次代の親の育成に努めます。

具 体 的 な 事 業

(1) 就学前・学校教育の充実

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	総合的な幼児教育の推進	保育園・認定こども園、小・中学校、地域、家庭等との連携を図り、生きる力の育成とともに、共生や仲間づくりを大切にした保育・教育内容となるよう努めます。	学校教育課 教育総務課
②	幼・小・中連携教育の推進	児童・生徒の教育の質を高められるよう、保育園・認定こども園、小・中学校の連携を推進します。幼児教育から小学校、中学校への円滑な接続などを視野に入れた連携・協力体制の構築を図ります。	学校教育課 教育総務課
③	学習意欲の向上と学習習慣の確立	子どもの確かな学力の定着を図るため、少人数指導、校内研究、学力向上プロジェクト等指導方法の工夫により、学習意欲の向上と学習習慣の確立を図ります。	学校教育課 教育総務課
④	国際理解教育の推進	国際感覚を持った人材の育成や多様な文化への理解を深めるため、出張講座の実施やA L Tの配置による学校教育の充実に努めます。	生涯学習課 学校教育課
⑤	情報教育の推進	I C Tを活用し、子どもたち一人ひとりに合わせた効果的な学習を進めるとともに、I C T支援員を配置し、正しい情報活用能力と健全な情報モラルの育成に取り組みます。	学校教育課 教育総務課
⑥	活用する力の育成	子どもたちが社会に出てたくましく生きることができるよう、思考力や判断力、表現力など、知識・技能の習得とともに活用する力の育成を進めます。	学校教育課 教育総務課

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
⑦	読書に親しむ活動の推進	子どもの豊かな情操を育むとともに、社会性や子どもの意欲・集中力を高められるよう、就学前の時期から読書に親しむ機会の提供の充実を図るとともに、読書に親しむことの重要性について啓発し、家庭での取組を促進します。 また、各学校において学校司書を配置し、読書活動の推進に努めます。	教育総務課 学校教育課 生涯学習課 (図書館)
⑧	道徳教育の充実	道徳教育の授業等を活用し、道徳的信条を深め、態度の実践化につながる指導と心の教育推進に努めます。	学校教育課
⑨	魅力ある学校づくりの推進	学校評議員制度を活用し、学校運営方針等に住民の理解を得るとともに、地域との連携を図ります。 また、日頃の様子や地域の意見を聴き、より学校経営の充実を図るとともに、学校評価（自己評価）への意見を求めます。	学校教育課
⑩	学校を核とした地域づくりの推進	地域学校協働活動の一体的な推進により、学校・地域・家庭の連携と協働を大事にした学校運営を推進します。	学校教育課
⑪	職員体制の充実や施設環境の改善	質の高い教育・保育事業を提供するため、臨時講師や特別支援教育支援員、スクール・サポート・スタッフ等の配置を行い職員体制の充実を図るとともに、研修を実施し、職員のスキルアップに努めます。 また、施設環境の改善に努めます。	学校教育課 教育総務課
⑫	支援を必要とする家庭との関わり	支援を必要とする子どもや保護者に対し、カウンセラーや不登校支援員により相談等のサポートを行います。	学校教育課 教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
⑬	フリースクール利用児童生徒支援補助金の交付	不登校児童生徒の社会的自立を図るとともに、通いの場を確保するため、フリースクールの利用に要する費用の一部を補助します。	学校教育課
⑭	第3子以降の給食費無償化の継続	第3子以降の給食費無償化を継続し、保護者負担の軽減を図ります。	教育総務課
⑮	校内教育支援センター学習指導員の配置	不登校の早期段階に、教室とは別の場所を活用した校内教育支援センターにおいて、個別の学習支援や相談支援を行います。	学校教育課
⑯	新入学生通学助成事業の実施	町立小・中学校または特別支援学級への入学に際し、新入学児童・生徒およびその保護者を祝福し、児童・生徒の健全な育成の支援、入学時の保護者の経済的負担軽減のため、ランリュック、スポーツバッグ、通学用ヘルメットを支給します。	学校教育課
⑰	修学旅行補助金の交付	町立小・中学校の修学旅行参加に要した交通費および宿泊費の一部を補助します。	学校教育課

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
⑱	部活動補助金の交付	町立中学校の部活動に要した交通費の一部を補助します。	学校教育課
⑲	土曜講座（サタスタ）	中学生を対象に学ぶことの楽しさ、分かることの喜びを味わい、確かな学力の向上を図るとともに、学習への自信をつけ、目標に向かって頑張る気持ちを育てます。	学校教育課

（２）次代を担う若者の育成支援

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	キャリア教育の推進	子どもたちが働くことの意義を学び、自分の進路設計の機会とできるよう、地域の事業所の協力の中で、職場体験学習や進路学習を推進します。	学校教育課
②	次代の親の育成	中学校において、次代の親となる子どもの人間性を育てるために、職場体験や家庭科授業による保育実習を実施し、育児につながる体験の場を提供します。	学校教育課
③	進路指導相談体制の充実	中学校の進路相談や若者の就職等に関する相談について、関係課や関係機関等と連携し、相談対応の充実に努めます。	学校教育課
④	若者の社会参加、自立への支援	若者の生活や仕事の自立支援、ひきこもり等への支援のため、相談体制の充実に図ります。	福祉保健課

（３）家庭の子育て力の向上

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	保護者の学びの支援	関係課と連携し、家庭の役割を認識するとともに子育てについての知識等を深められるよう、保育園、認定こども園、子育てサークル等を通じて、啓発や学習機会の提供に努めます。	生涯学習課
②	親子同士の交流機会の充実	子育て支援センターを活用した親子同士の交流を通して、保護者にとっては子育ての悩みや不安の解消や、子育てに関する情報交換や知識の習得が図れる機会とし、子どもにとっては仲間づくりにつながるよう、交流の機会の充実に努めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
③	のびっこ教室の開催	未就園児とその保護者を対象に、親子がじっくり関係性を築き、ともに育ちあうことを支える教室を開催します。	福祉保健課
④	元気っこ教室の開催	親子がじっくり関係性を築き、ともに育ちあうことを支えるとともに、子どもが集団の中でいきいきと活動することができる力を養う教室を開催します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)

施策目標3 居場所や体験機会の充実

施 策 の 方 向

- すべての子どもが安心して過ごせる居場所を持つことができるよう、町内の各施設の活用や地域住民との協働により、子どもたちが遊びや交流、学習などができる場所づくり、空間づくりに取り組みます。
- 地域全体で子どもの豊かな心を育むことができるよう、様々な大人が関わり、学習や体験活動を行うことができる機会の創出に取り組みます。

具 体 的 な 事 業

(1) 居場所づくりの推進

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	子どもの居場所づくりの推進	家庭と学校以外の子どもたちが安心して過ごせる居場所として、友だちと遊んだり学習をしたりして過ごせる居場所の充実に努めます。	福祉保健課 教育総務課 生涯学習課
②	放課後子ども教室の推進	地域住民の参画により地域の実情に応じた放課後の活動場所の確保に努めます。学校支援コーディネーターの配置により学校と地域の教育コミュニティづくりを推進するとともに、学校支援ボランティア育成の研修機会を提供します。 また、放課後児童健全育成事業との連携等を検討します。	学校教育課 教育総務課
③	多賀結いの森の活用	中央公民館多賀結いの森の「児童室きらら」と「託児乳児室」を、子どもや保護者が、安心して集まり安全で快適に過ごせる居場所として、活用を推進します。	生涯学習課
④	中学生の勉強会の実施	放課後に大学生が勉強を教える勉強会を行い、学習機会と安心して過ごせる場所を提供する団体を支援します。	企画課

(2) 子どもの豊かな体験機会の充実

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	スポーツの機会の充実	子どもが心身ともに健やかに成長し、社会性を身につけられるよう、スポーツ少年団活動を支援します。 また、多種目のメニューを多世代が集い楽しむ総合型地域スポーツクラブの活動を支援します。	生涯学習課

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
②	部活動の地域移行・地域連携の推進	スポーツクラブ活動などによる部活動の地域展開を進めるとともに、外部指導者など地域と連携した部活動を推進します。	生涯学習課
③	自然観察会の推進	ふるさと多賀の自然に親しみ、身の周りの自然環境に理解を深めるための野外での観察会を、四季を通じて、植物・昆虫・野鳥・洞窟・化石など様々なテーマで開催します。 また、関係団体主催の自然に関する観察会を共催し支援します。	生涯学習課 (博物館)
④	地域での多様な体験機会の提供	郷土の自然にふれ、地域住民との交流を通じて、地域の理解と愛着醸成を図る事業(ネイチャークラブ)を実施します。	生涯学習課
⑤	子ども体験教室の推進	実験や観察、様々な工具・材料による工作を通じて、物づくりの楽しさにふれる事業(少年少女発明クラブ)を実施します。 陶芸の基本的な手法を学び、陶作を通じて創造性を高める事業(陶芸クラブ)を実施します。	生涯学習課
⑥	兄弟都市等との交流事業の推進	多賀町と兄弟都市盟約を結んでいる鹿児島県日置市と親善使節団を相互に派遣し、多様な人々との交流やそれぞれの歴史・文化・自然に親しむ事業を実施します。 また、友好都市盟約を結んでいる鳥取県三朝町との交流事業の実施について検討します。	生涯学習課 学校教育課
⑦	木育の推進	子どもたちが木とともに生き、そして、木のぬくもりを感じながら心豊かに多賀町で暮らしていくことができるように、お食い初めセットや木の積み木などの給付をします。また、木育を実施する団体を支援します。	産業環境課
⑧	おおたきものづくりラボ	毎月イベントを開催し、大学生などが見守る中、地域資源を活かしたものづくりや遊びを通して、様々な体験や交流事業を実施する団体を支援します。	企画課



基本目標Ⅱ 子どもを安心して産み育てることができる まちづくり

施策目標1 親子の健康づくり支援

施 策 の 方 向

- 安心して妊娠・出産することができるよう支援し、育児不安の解消や子どもの養育支援を図るため、専門職員の確保等、相談や訪問の体制を充実し、妊娠期から継続した切れ目のないサポートを行います。
- 乳幼児期からの望ましい食習慣の定着に努めるとともに、予防接種の周知や小児救急診療体制についての周知を図ります。
- 学童期・思春期は、身体も心も大きく成長する時期であることから、家庭や学校、関係機関等が連携し、子どもの将来の健康を見据えた心身の健康づくりに取り組みます。

具 体 的 な 事 業

(1) 親子の健康の確保

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	母子健康手帳の交付と活用の促進	母子健康手帳の交付時に、母親・父親が保護者としての自覚を持てるよう、また、母と子の一貫した健康管理と健康の保持・増進に役立てられるよう、活用について啓発します。さらに、保健師による面談を実施し、禁煙等の健康管理についての啓発も同時に行います。	福祉保健課
②	妊婦健康診査の受診促進	妊娠高血圧症候群や貧血の早期発見など、妊婦と胎児の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査について受診の促進を図るとともに、定期妊婦健康診査に係る費用の全額を助成します（第5章参照）。	福祉保健課
③	産後ケア事業の充実	出産後、育児に対する不安を感じている方や産後の体調の回復に不安のある方に対し、医療施設や助産所において、宿泊や日帰り、訪問で出産後の女性のケアまたは赤ちゃんのケアや授乳指導、育児相談等を実施します（第5章参照）。	福祉保健課
④	出産・子育て応援事業	妊娠期から出産・子育て期までの様々な悩みや困りごとの相談に応じ、必要な支援につなぐ伴走型相談支援を実施します。 また、妊婦のための支援給付金を支給することで、妊婦等の身体的、精神的ケアおよび経済的支援を実施し、安心して出産・子育てできる環境づくりに努めます。	福祉保健課
⑤	妊婦・乳幼児健康相談の充実	乳幼児の身体計測とともに、保健センターですくすく相談（子育て相談）や栄養相談を実施します。	福祉保健課

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
⑥	乳児家庭全戸訪問事業の推進	育児に対する悩みや不安の軽減と母子の健康管理に対する相談や指導等を行うため、助産師、保健師により、2か月頃の乳児のいる家庭すべてに対して訪問を行います（第5章参照）。	福祉保健課
⑦	乳幼児健康診査の推進、乳幼児健診未受診者への対策強化	1か月、4か月、10か月、1歳半、2歳半、3歳半に対する健康診査および整形外科健診を実施し、経過観察が必要と認められた乳幼児、保護者に対して必要な支援を行います。また、未受診者に対するフォローを行います。	福祉保健課
⑧	発達相談	発達の遅れが気になる子どもに対して、専門職と保護者、関係機関が一緒に相談しながら具体的な支援方法を考えることができるように、専門職員の確保や相談指導の体制整備を進めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
⑨	就園児の発達支援	発達面に課題のある子どもに対し、親子で遊びを通して人とふれあう楽しさを経験してもらうための教室を開催するとともに、支援の必要な児童の増加に対応できる人員や場所等の体制整備を進めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
⑩	保育園等訪問支援の推進	保育園等現在利用中の子ども、または今後利用する予定の子どもに対して、専門的な支援が必要な場合に発達指導員とともに保育園等を訪問し、相談・指導を実施します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
⑪	むし歯予防の推進	むし歯予防のため、保育園・認定こども園の年長児や小学生を対象に継続的にフッ素洗口を実施します。また、保育園・認定こども園の年少から年長、小学校・中学校1、2年生の子どもを対象に、歯科指導を実施します。	福祉保健課
⑫	不育症治療対策の推進	不育症治療の助成事業について周知し、利用を促進します。	福祉保健課
⑬	育児用品購入の助成	紙おむつや粉ミルクの育児用品購入費の一部を助成し、子どもを養育する家庭の経済的負担の軽減を図ります。	福祉保健課

(2) 食育の推進

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	望ましい食習慣についての啓発	健康推進員により親子の料理教室を実施し、望ましい食習慣や食を通して心身の健全育成を図ります。また、児童・生徒とその保護者に対し、望ましい食習慣について啓発します。	福祉保健課
②	離乳食教室の開催	4か月児健診時、生後7、8か月児に対して離乳食教室を実施します。	福祉保健課
③	栄養指導の実施	10か月児健診、1歳6か月児健診時に、栄養士が個別に栄養指導を行います。	福祉保健課

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
④	学校等における食育の推進	小・中学校において、給食、家庭科、保健などの授業を通して、食についての指導を行うとともに、農作業体験や地産地消給食などを実施します。 また、保育園・認定こども園において、バランスのとれた弁当の指導、講演会、菜園活動等を実施します。	学校教育課 産業環境課
⑤	健康推進協議会の活動支援	保育園・認定こども園の年長児を対象とした食育活動を継続して実施します。	福祉保健課

(3) 小児医療・予防の充実

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	予防接種の個別通知と未接種者への勧奨	予防接種のホームページ・広報・アプリでの周知、個別通知、未接種者への勧奨を行い、接種率の向上に努めます。	福祉保健課
②	小児救急電話相談についての周知	夜間や休日の急病やケガに対し、家庭での対処方法や医療機関を受診するかどうかの相談に応じる小児救急電話相談について周知を図ります。	福祉保健課
③	乳幼児の事故防止の推進	誤飲や転落・転倒、やけどなどの子どもの事故防止や乳幼児突然死症候群の予防対策を推進するため、乳幼児健診の機会等を活用して啓発を行います。	福祉保健課
④	福祉医療費の助成	滋賀県が実施する乳幼児福祉医療費助成制度による、小学校就学前までの医療費の全額助成に加え、町独自で小・中学校就学児の医療費の全額助成を行います。また、滋賀県が実施する高校生世代の医療費助成制度のうち保険診療の自己負担額も町独自に助成します。	税務住民課

(4) 思春期保健対策の充実

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	喫煙・飲酒防止、違法薬物等防止対策の推進	子どもを喫煙や飲酒、違法薬物による健康被害から守るため、学校や警察等と連携し、飲酒、喫煙、違法薬物などの防止のための教育を推進します。	学校教育課
②	健康教育・性教育の推進	子どもたちの性に関する正しい知識の習得のための教育を推進するとともに、若い世代に向けて、将来の妊娠・出産を見据えた健康管理について周知を図ります。	学校教育課
③	こころの健康づくり	いのちの大切さやSOSの出し方に関する教育を行うとともに、スクールソーシャルワーカーやスクールカウンセラーによる相談を実施し、児童・生徒の相談事の改善・解決につなげます。	学校教育課
④	青少年育成町民会議の活動支援	町内の酒・たばこ販売店に、未成年への不買依頼を行います。	生涯学習課

施策目標2 援助の必要な家庭への支援

施 策 の 方 向

- ひとり親家庭が経済的な基盤を確保し、子どもが安定した生活を送ることができるよう、就労支援による自立を促進するとともに、経済的支援や相談支援を行います。
- 子どもが貧困により日々の生活に困ることがないように支援を行うとともに、子ども・家庭応援センターやスクールソーシャルワーカー等が連携を図り、貧困等の課題を抱える子どもについて把握し、必要な支援につなげます。
- 障がいのある子ども一人ひとりに応じた支援や教育を行うため、きめ細かな体制整備を行うとともに、ライフステージに応じた切れ目のない支援を行います。
- 多国籍化が進む中、外国につながるのある子どもやその保護者が、必要なサービスや支援を受けることができるよう体制を整備し、暮らしやすい生活を支援します。

具 体 的 な 事 業

(1) ひとり親家庭の自立支援の推進

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	相談体制の充実	ひとり親家庭が抱えている様々な課題や悩みなどを解決するため、適切な助言および情報提供を行うなど、相談体制の充実に努めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
②	就労等自立支援の推進	看護師や介護福祉士などの資格の取得や就業に結びつく可能性の高い講座を受講するひとり親に対し、経済的負担の軽減と自立の促進を図るため、高等技能訓練促進費等給付金事業や自立支援教育訓練給付金の支給等について周知し、利用の促進を図ります。	福祉保健課
③	経済的支援の推進	ひとり親家庭の経済的負担の軽減を図るため、生活保護費支給事業をはじめ、ひとり親家庭医療制度、児童扶養手当、保育料の軽減、認定こども園就園奨励などの事業について周知します。	税務住民課 福祉保健課

(2) 子どもの貧困対策の推進

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	連携による支援体制の強化	子ども・家庭応援センターや学校等との連携により、貧困等を抱える子どもを把握するとともに、生活や学習など包括的な支援体制の強化に努めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
②	子どもの生活・学習支援の推進	生活困窮世帯の子ども等に対し、居場所や学習機会の提供を行い、生活習慣や学習習慣の定着を図ります。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
③	ヤングケアラーの把握・支援	福祉、介護、医療、教育等の関係者間で情報共有・連携して、ヤングケアラーの早期発見・把握と必要な支援につなげます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
④	子育て短期支援事業の利用促進	家庭の事情などにより養育が困難になった場合に、一定期間子どもを預かり、養育・保護する事業を実施するとともに、必要な人が利用できるよう周知に努めます。(第5章参照)。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
⑤	養育支援訪問事業	特に支援が必要な家庭に対し、保健師などが訪問し、子育てに関するアドバイスなどを行います(第5章参照)。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
⑥	子育て世帯訪問支援事業	家事・子育て等に対して不安・負担を抱えた子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、必要な支援につなげます(第5章参照)。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
⑦	児童育成支援拠点事業	養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える課題に対する支援を検討します(第5章参照)。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
⑧	親子関係形成支援事業	児童との関わり方や子育てに悩みを抱えている保護者およびその児童に対し、情報提供、相談および助言や同じ悩みを抱える保護者同士の情報交換の場を設けるなど、必要な支援を検討します(第5章参照)。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
⑨	経済的支援の推進	生活保護費支給事業をはじめ、児童扶養手当、就学援助、奨学金などの事業について周知します。	福祉保健課 教育総務課 学校教育課

(3) 障がいのある子どもとその家庭に対する支援

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	障がいの早期発見・対応	乳幼児健診による障がいの早期発見とともに、保育園・認定こども園、小・中学校、子ども・家庭応援センターとの連携を図り、発達に遅れなどのある子どもの早期発見・早期対応に努めます。	福祉保健課 教育総務課 学校教育課
②	個別の指導計画や教育支援計画の作成と取組	ライフステージに応じた切れ目のない総合的な支援を行うため、乳幼児期・学齢期・成人期までの一貫した支援体制の構築に向け、支援をつなぐ「個別の指導計画」や「個別的教育支援計画」を作成し、それらを効果的に活用し、支援を充実させていくために、保護者、保育園・認定こども園、学校間、福祉・医療機関等と連携を図ります。	教育総務課 福祉保健課

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
③	総合的教育支援体制の推進	LD、ADHD、高機能自閉症等の子どもへの職員の理解を深めるため、専門家による研修会を開催するとともに、保育園・認定こども園、小・中学校との連携を強化し、子どもの多様な発達課題に対応できる組織づくりを進めます。	教育総務課 学校教育課
④	障がい児通園事業の推進	発達に課題のある就学前の子どもについて、愛知犬上療育教室である「つくし教室」での通園療育を支援します。	福祉保健課
⑤	通級指導教室による支援	軽度の言語障がいや発達障がいのある子どもについて、愛知・犬上郡広域で開設された通級指導教室の本格的運営を進め、支援を行います。	学校教育課
⑥	特別支援教育支援員による支援	各学校に特別支援教育支援員を配置し、小・中学校に在籍する教育上特別の支援を必要とする児童・生徒に対して、個別の対応を行い、きめ細やかな指導に努め、誰もが安心して学校生活を送れるよう環境づくりに努めます。	学校教育課
⑦	障がい福祉サービス等の提供	放課後デイサービスや日中一時支援などの日中活動系サービスの利用に際し、計画相談支援事業所の相談支援専門員が支援計画を立て、計画に基づきサービスを提供します。	福祉保健課
⑧	地域支援事業の推進	障がいの種類などに応じた生活の便宜を図るため、日常生活用具の給付や移動支援サービス等を提供します。	福祉保健課
⑨	経済的支援の推進	特別児童扶養手当や障がい児福祉手当など、障がいのある児童の福祉の増進を図ることを目的に、経済的支援の周知を図ります。	福祉保健課

(4) 外国につながるのある子どもや保護者への支援

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	外国籍の保護者等への子育て支援	外国につながるのある子どもやその保護者等が円滑に子育て支援や教育・保育等が利用でき、必要な支援が受けられるよう、保護者や教育・保育施設等への必要な支援を行います。	教育総務課 学校教育課 福祉保健課
②	多文化共生の地域づくりの推進	外国籍の人にとって暮らしやすいまちとなるよう、多文化共生についての教育機会を提供し、多様な文化や価値を認め尊重するまちづくりを進めます。	総務課 産業環境課 生涯学習課

施策目標3 子育てに関する相談・情報提供体制の充実

施策の方向

- 子育てに関する様々な課題や悩み、不安を解消できるよう、個々の家庭状況や子どもの発達段階に応じた適切な相談・指導体制の充実を図ります。
- 子育て支援を推進するため、役場窓口や広報、ホームページ、アプリなど様々な情報媒体を通じて利用者の視点に立った情報提供の充実に努めます。

具体的な事業

(1) 子育てに関する相談体制の充実

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	母子保健事業を通じた乳幼児相談、発達相談等	乳幼児健診や事業、教室開催時やその他随時、保護者からの育児・発達等に関する相談を受け付けるとともに、医療機関や保健所、専門機関と連携し、対応の充実を図ります。また、必要に応じて支援を行います。	福祉保健課
②	子育て支援センターにおける相談の推進	子育てに関する不安や悩みについて、子育て支援センターにて保育士が相談に応じるとともに、開設時間や職員体制の調整など、利用しやすい体制整備に努めます。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
③	子ども・家庭応援センターにおける相談体制の充実	子育て相談をはじめ、不登校やいじめの相談、発達相談、虐待対応などの相談事業を実施します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
④	利用者支援事業の推進	保護者等からの相談に応じ、子育て支援事業など必要な情報の提供や助言等を行う事業を実施するとともに、妊娠期からの伴走型相談支援を実施します(第5章参照)。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)

(2) 子育てに関する情報提供体制の充実

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	子育て支援センター等における情報提供	子育て支援センターにおいて、月に1度にこにこメールを発行し、行事の予定を発信します。 また、「多賀町子ども・家庭応援センターだより」により、子育てに関する情報を発信します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
②	子育て応援ハンドブックの提供	子育てに関する関係課の事業等を盛り込んだ、子育て応援ハンドブックについて、必要に応じて内容の変更や情報の更新を行い、最新情報を提供します。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
③	ホームページ、広報たが、母子手帳アプリの充実	子育て関連情報について、ホームページの各月の行事カレンダーへ掲載するとともに、広報「たが」や母子手帳アプリに健診や相談日程、子育て関連行事等について掲載し、情報提供の充実を図ります。	福祉保健課

基本目標Ⅲ 地域とのつながりで、ゆとりを持って子育てできるまちづくり

施策目標１ 仕事と家庭・地域生活の調和

施 策 の 方 向

- すべての子どもの保護者が、安心して、ゆとりを持って子育てができるよう、保護者のニーズに応じた保育サービスの充実を図ります。
- 仕事と生活の調和の実現に向け、企業や住民の理解を深めるとともに、子育て中の保護者にとって働きやすい職場づくりを促進します。
- 家庭内において育児負担が女性に集中せず、男女がともにキャリアアップと子育てを両立することができるよう、男女共同参画の意識啓発を推進します。

具 体 的 な 事 業

（１）多様な保育サービスの充実

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	教育・保育事業の推進	社会情勢や保育ニーズに合わせ、保育園・認定こども園における教育・保育事業の充実を図ります。 また、保育士等の人材確保や研修の実施により、保育の質の向上に努めます。	教育総務課
②	時間外保育事業の推進	働く保護者を支援するため、保育園・認定こども園での延長保育を実施します（第５章参照）。	教育総務課
③	一時預かり事業の推進	保護者の傷病や緊急時の用事等により、家庭において一時的に保育を受けることが困難な乳幼児に対応する一時預かり事業を実施します（第５章参照）。	教育総務課 （子ども・家庭 応援センター）
④	放課後児童健全育成事業の推進	就労等により、昼間家庭に保護者のいない児童を対象に、放課後あるいは長期休業中に安心して過ごせる居場所を提供し、健全な育成を図ります。 今後、支援学級児童や障がい児童の受け入れを実施する「杉の子クラブ」との連携を進めます（第５章参照）。	教育総務課

(2) 仕事と子育ての両立支援

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	産前・産後休業、育児休業中の保護者に対する情報提供や相談支援	産前・産後休業や育児休業中の保護者が、職場復帰時に保育園等をスムーズに利用できるよう、情報提供や相談支援を実施します。	教育総務課
②	入園手続きの簡素化	保護者が保育園・認定こども園の各種手続き等をスムーズに行えるよう、関連する情報の提供とともに、オンライン申請についても検討し、手続きの簡素化を図ります。	教育総務課
③	仕事と生活の調和についての普及・啓発	ワーク・ライフ・バランスの実現に向け、住民の理解を深めるとともに、働きやすい環境づくりを進めるため、企業等への周知に努めます。	産業環境課

(3) 男女共同子育ての推進

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	家庭における男女共同参画の推進	子育てや家事などの家庭生活を男女がともに担っていくことについて、広報等を通して啓発活動を実施し、男女共同参画意識を醸成します。	総務課



施策目標2 地域における子育て支援

施 策 の 方 向

- 子育て家庭が子育ての悩みや不安を抱えたまま、地域で孤立することがないように、地域における交流を促進し、地域全体で子育てを見守り、支える機運の醸成を図ります。
- 親子が多様な交流の中で社会性を身につけ、地域と関わりを持って育つことができるよう、地域団体等と連携し、気軽に参加できる交流機会の創出に努めます。

具 体 的 な 事 業

(1) 地域の子育て力の向上

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	子育てを地域ぐるみで応援する環境づくり	地域の施設を活用し、子育て経験者や地域住民と子育て中の親子が交流する場を設け、情報交換できる機会、子育てに関する情報やノウハウを習得する機会などを提供し、地域における総合的な子育て支援の充実を図ります。	教育総務課 (子ども・家庭 応援センター)
②	ふるさと教育の推進	子どもたちが地域の歴史や文化、自然、産業など、ふるさとへの関心と愛着を持てるよう、ふるさとの良さに気づき実感できる学習や収穫体験の実施等、地域住民や関係団体等との連携を図り、ふるさと教育を推進します。	学校教育課 教育総務課 生涯学習課
③	地域の社会教育活動の推進	青少年育成町民会議が掲げる「たくましく伸びよう 伸ばそう多賀の子」をスローガンに、朝のあいさつ運動や花いっぱい運動など地域社会と一体となった活動を展開します。	生涯学習課

(2) 地域における多様な交流の促進

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	世代間交流の促進	保育園・認定こども園、小・中学校、地域等、様々な場や機会を通じて世代間交流を促進します。 また、保育園・認定こども園と小学校の交流により小学校生活への円滑な移行につなげます。	教育総務課 学校教育課
②	地域団体による子育て支援活動への支援	多賀町民生委員児童委員協議会が実施する、子育てサロンへの支援を行います。	福祉保健課

(3) 地域子育て支援活動の育成・支援

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	子育てサークル等の育成・支援	子育て中の親子が子育て情報の交換や交流を通して孤立感や負担感を少しでも軽減できるよう、地域の自主的な子育てサークルの育成・支援に努めます。	生涯学習課 教育総務課 (子ども・家庭 応援センター) 福祉保健課
②	子育て支援ボランティア(ほっとママ)の育成・支援	多賀町社会福祉協議会と連携し、子育て支援ボランティア(ほっとママ)を育成し、生後6か月児までの子育てを支援できる体制をめざします。	福祉保健課



施策目標3 安全・安心な生活環境づくり

施 策 の 方 向

- 子どもと保護者がのびのびと遊べるよう、公園の整備や遊具の管理を行うとともに、子どもや子育てにやさしい環境を整備し、安心して外出できるまちづくりに取り組みます。
- 子どもの生命を守り、犯罪被害や事故、災害からの安全を確保するため、地域で防犯活動や子どもの登下校時の見守りを行うとともに、学校、地域、保護者が情報を共有し、連携して対策を進めます。
- 子どもの頃からスマートフォンやSNSなど、インターネットを使用する機会が多くなっていることから、家庭でのルール決めや学校での情報モラル教育を推進し、子どもがトラブル等に巻き込まれることを防ぎ、インターネットを適切に利用できるよう支援します。

具 体 的 な 事 業

(1) 子どもにやさしいまちづくりの推進

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	公共施設等のバリアフリー化の推進	子どもや子ども連れの親が、安全かつ安心して外出できるよう、関係機関の連携のもと、既存の公共施設や通路の段差解消などバリアフリー化を進めます。	総務課 企画課
②	子育て応援設備の整備	乳児のいる保護者が外出先でも安心しておむつ替え等ができるよう、公共施設のオムツ交換台等の設置に努めます。 また、公共施設等における授乳室やキッズスペース、優先駐車スペースなどの子育て応援設備の整備に努めます。	各課
③	公園や遊具の充実	子どもや子育て家庭の意見を取り入れながら、子どもが安心して遊ぶことができる公園の整備・維持管理に努めます。 また、公園や保育園・認定こども園等に設置されている遊具について、定期的に点検整備を行い、安全を確保します。	企画課 教育総務課

(2) 交通安全対策の推進

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	交通安全教室の開催	警察や交通安全協会等と連携し、保育園・認定こども園、小学校の子どもに対し、交通ルールの指導や歩行訓練などの教育・啓発を行います。	総務課

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
②	通学路の安全対策の推進	歩行者や自転車走行者の安全確保・事故防止に向けた啓発活動を行います。 また、園や小・中学校等の関係者が点検した危険箇所について、多賀町通学路安全推進会議において検討し、道路改修や街路灯の整備など、危険箇所の改善に努めます。	地域整備課
③	幹線道路、通学路等の除雪対策の推進	降雪時の安全な通学路の確保のため、幹線道路、通学路等の除雪を行います。	地域整備課

(3) 防犯・防災対策の推進

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	登下校時の子どもの見守り活動の促進	登下校時の安全の確保のため、民生委員児童委員協議会、スクールガード、PTAによる子どもの見守り活動を実施します。	学校教育課 福祉保健課
②	あいさつ運動の推進による顔の見える関係の構築	地域における犯罪被害を防止するため、青少年育成町民会議や民生委員児童委員協議会をはじめとした地域住民や関係団体、保育園・認定こども園、小・中学校などが連携し、全町的にあいさつ運動を実施し、子どもの見守りを促進します。	生涯学習課
③	子ども 110 番の家の設置	子どもを犯罪等被害から守るため、子ども 110 番の家の増設設置および古くなったコーンの取替えを行い、子どもの緊急避難先を確保します。	総務課
④	学校・園の安全の充実	警察署による防犯教室を実施し、危機管理マニュアルに基づく安全の確保を行います。また、おうみ通学路アドバイザーの指導協力とスクールガードの拡充による交通安全対策を実施します。	教育総務課 学校教育課
⑤	愛のパトロールの実施	子どもたちの深夜徘徊や危険な遊び等の好ましくない行動の抑止力となるよう、パトロールを実施し、子どもたちの健全育成に努めます。	生涯学習課
⑥	防犯対策の推進	公用車青色防犯灯での啓発、地域安全ニュースの配布等により、地域の防犯意識を高めるとともに、街路灯の設置、地域安全連絡所の責任者の選任等により、地域の安全・安心な地域づくりを進めます。	総務課
⑦	防災教育の推進	地震などの災害時に混乱しないように、保育園・認定こども園、小・中学校での様々な災害を想定した避難訓練など防災教育を実施します。	教育総務課 学校教育課
⑧	地域における避難訓練等防災教育の推進	障がいのある子どもや障がいのある保護者のいる家庭などが、地震などの災害時に混乱することなく避難できるよう、また、安否確認が行えるよう、避難訓練をはじめ地域での自主防災活動を促進します。	福祉保健課 総務課

(4) インターネットの利用に関する対策の推進

No	事業名	事業内容・方向性	担当課
①	スマホ・ケータイ人権教室の実施	スマートフォン等の使い方やルール、マナー等を学ぶとともに、ネット社会における人権侵害とその危険性についての指導を行い、児童・生徒の情報モラルの向上を図ります。	学校教育課
②	有害情報への対応	青少年をインターネット等の有害サイトによる被害や有害情報環境から守るため、被害にあわないための利用上の注意などに関する学習を長期休業期間前に行うとともに、啓発チラシを全戸に配布し、情報の共有に取り組みます。 また、教職員への情報モラルに関する研修機会や親子で情報モラルについて考える機会を提供します。	学校教育課 生涯学習課
③	家庭でのルール決め等の促進	子どものスマートフォン等の利用について、リスクや注意点等を家庭や地域へ周知し、保護者の理解を深め、家庭でのルールづくりを促進します。	学校教育課



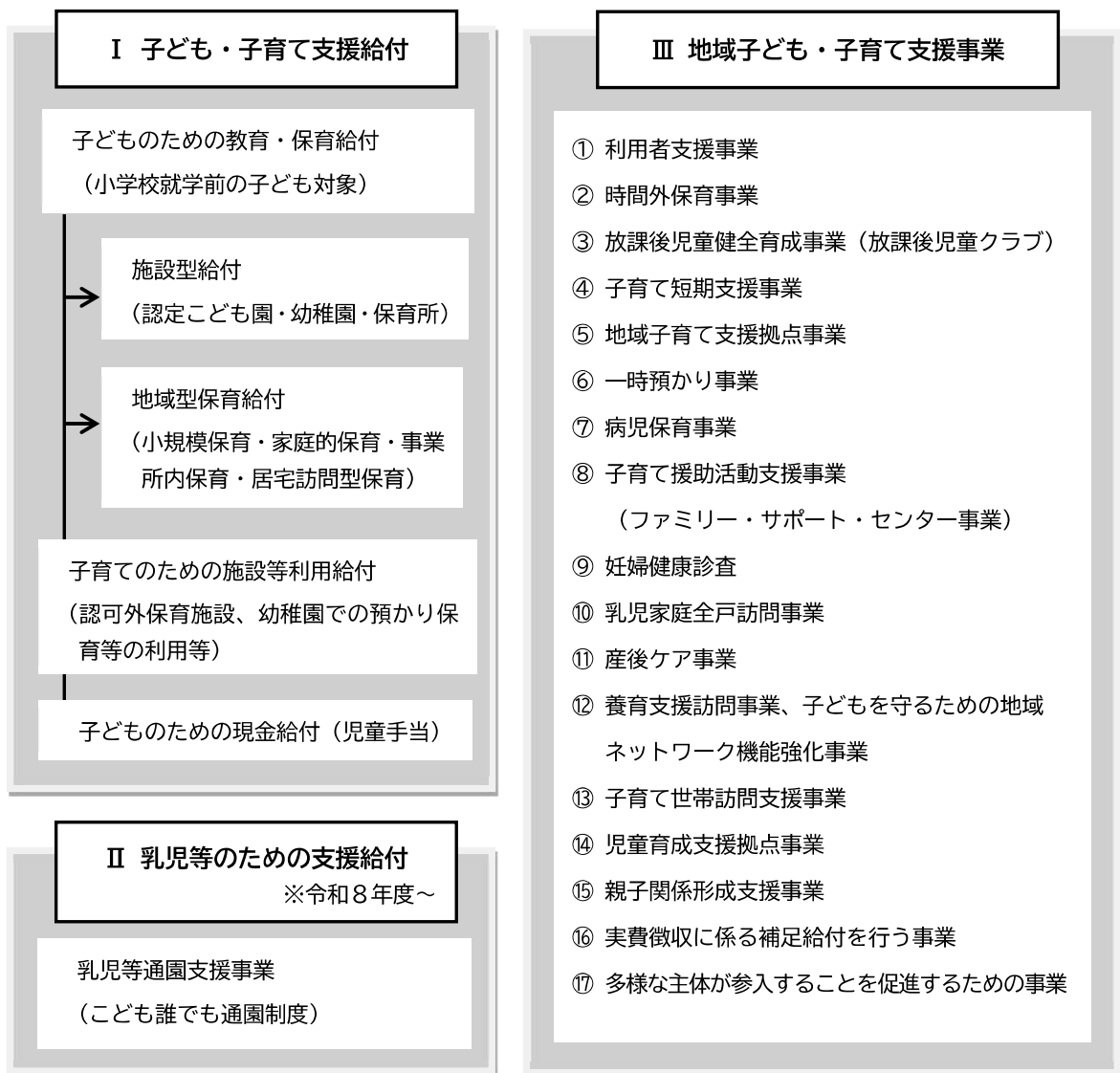
第5章 教育・保育の量の見込みと提供体制

1 子ども・子育て支援制度の概要

子ども・子育て支援制度は、幼児期の学校教育や保育、地域の子育て支援の量の拡充や質の向上を進めていくためにつくられた制度です。

令和6年4月の改正児童福祉法の施行により、地域子ども・子育て支援事業において、「子育て世帯訪問支援事業」「児童育成支援拠点事業」「親子関係形成支援事業」が新たに創設されました。また、令和7年4月の改正子ども・子育て支援法の施行によって令和8年度から新たな給付制度として「乳児等通園支援事業」が実施されます。

子ども・子育て支援法第61条において、市町村では、教育・保育提供区域ごとに、教育・保育及び地域子ども・子育て支援事業について「量の見込み」（どのくらいの需要があるか）を設定し、それに対応する「確保方策」（いつ・どのくらい供給するか）を定めることとされています。



2 教育・保育提供区域の設定

教育・保育提供区域は、子ども・子育て支援法にかかる教育・保育事業を提供する基礎となる市町村内の区域です（子ども・子育て支援法第61条第2項）。

教育・保育提供区域は、保護者や子どもが居宅から容易に移動することが可能な区域を基本に、地理的条件、人口、交通事情などの社会的条件、教育・保育の整備状況などを総合的に勘案した上で、市町村が独自に設定します。

多賀町は、東西 14.5km、南北 17.5km、面積 135.77k m²、保育園が1園、認定こども園が2園、地域型保育事業所が1園、小学校は2校、中学校は1校となっています。

このような中で、第2期の本町における子ども・子育て支援事業計画である「多賀町子ども・子育て応援プラン 2020」においては、認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域と、地域子ども・子育て支援事業の提供区域を設定するにあたり、次のことを重視し、設定しています。

1) 供給過多、あるいは供給過少にも柔軟に対応できること

区域を設定した場合、欠格事由に該当する場合や供給過剰による需給調整が必要な場合以外は、基準等の条件を満たす申請が提供されると、認可することになるため、他の区域が供給過多であっても新たに認可することになるので、資源の有効活用が妨げられることは避けるようにします。

2) 子ども同士、親同士の交流機会の増加につながるようにすること

本計画においても、第2期の計画の考え方を踏襲し、既存の地域特性や上記の観点も踏まえ、多賀町では教育・保育提供区域について、次のとおり設定します。

① 認定区分（1号、2号、3号）ごとの教育・保育提供区域など、基本となる提供区域は、「町全域」の1区域とします。

② 地域子ども・子育て支援事業の提供区域は、「町全域」の1区域とします。

3 量の見込みの算出方法

本計画では、児童人口推計に対して、令和2年度から6年度までの各事業の利用実績を基に各事業の利用率を算出し、それを掛け合わせることで各事業の今後の利用見込みを算出しています。

また、国の方針や施策の動向、本町で実施したニーズ調査などについても勘案しながら調整を行い、量の見込みと確保方策を設定しました。

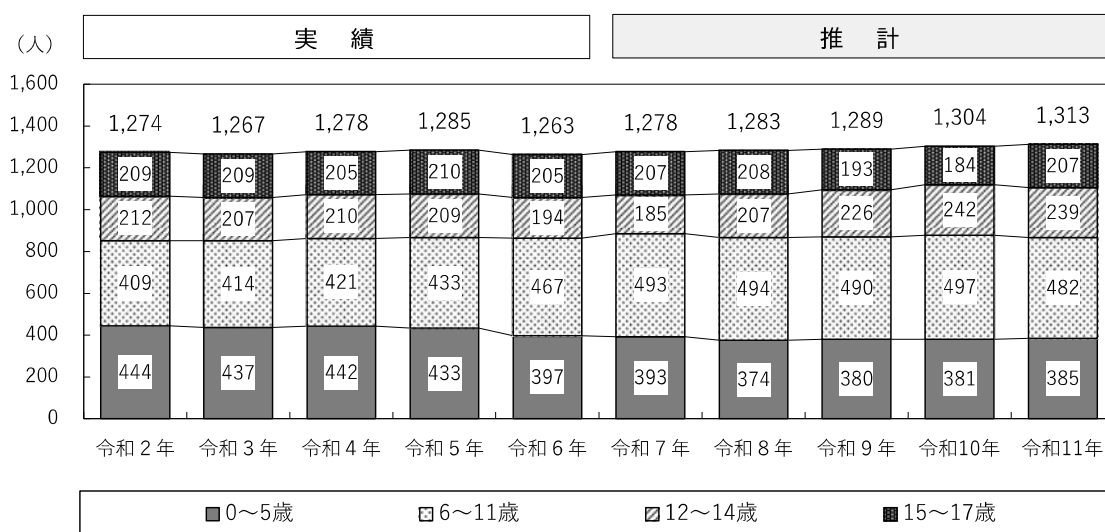
4 将来の子ども人口推計

多賀町の将来の子ども人口（0～17歳）については、微増傾向で推移し、令和11年には、令和6年の1,263人から50人増加し、1,313人となる見込みです。

このうち6歳から11歳までは12人、12歳から14歳までは45人、15歳から17歳までは2人の増加が見込まれます。一方で0歳から5歳までは12人の減少が見込まれます。

小学校区別では、多賀小学校区は増加傾向、大滝小学校区は減少傾向で推移する見込みです。

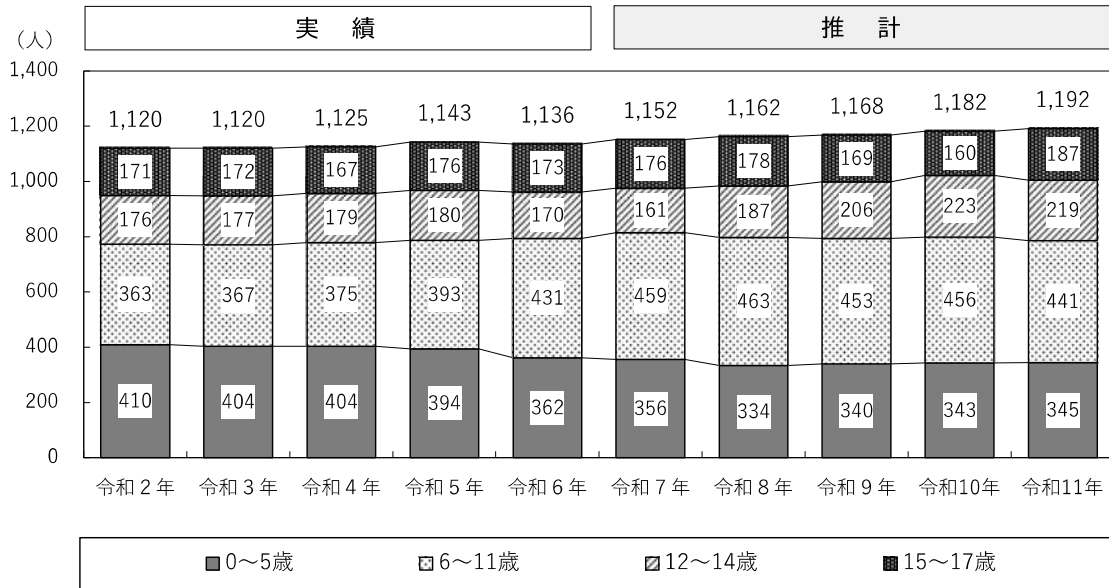
■子ども人口の推計【多賀町全体】



	実績値					推計値				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～5歳（就学前）	444	437	442	433	397	393	374	380	381	385
0～2歳	223	198	197	177	167	165	171	176	176	174
3～5歳	221	239	245	256	230	228	203	204	205	211
6～11歳（小学生）	409	414	421	433	467	493	494	490	497	482
6～8歳	201	219	237	230	246	256	263	242	239	214
9～11歳	208	195	184	203	221	237	231	248	258	268
12～14歳（中学生）	212	207	210	209	194	185	207	226	242	239
15～17歳（高校生）	209	209	205	210	205	207	208	193	184	207
子ども人口	1,274	1,267	1,278	1,285	1,263	1,278	1,283	1,289	1,304	1,313
対人口比	16.7%	16.8%	17.0%	17.3%	17.1%	17.4%	17.5%	17.7%	18.0%	18.2%

資料：住民基本台帳（各年3月末時点）に基づく、コーホート変化率法により算出

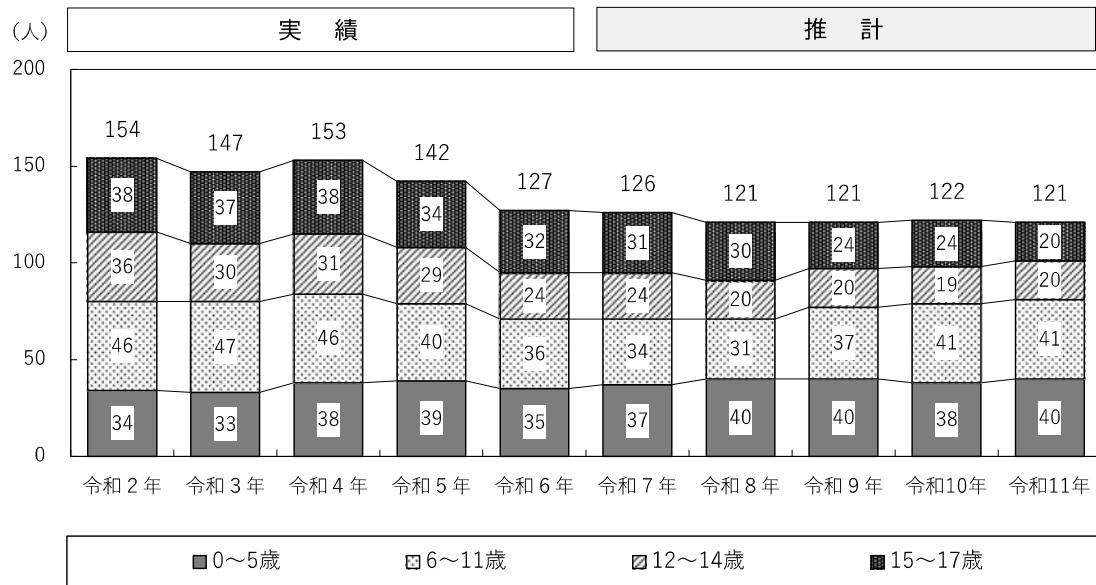
■子どもの人口推計【多賀小学校区】



	実績値					推計値				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～5歳（就学前）	410	404	404	394	362	356	334	340	343	345
0～2歳	210	183	176	155	151	152	156	160	160	158
3～5歳	200	221	228	239	211	204	178	180	183	187
6～11歳（小学生）	363	367	375	393	431	459	463	453	456	441
6～8歳	182	196	215	211	229	239	249	222	214	189
9～11歳	181	171	160	182	202	220	214	231	242	252
12～14歳（中学生）	176	177	179	180	170	161	187	206	223	219
15～17歳（高校生）	171	172	167	176	173	176	178	169	160	187
子ども人口	1,120	1,120	1,125	1,143	1,136	1,152	1,162	1,168	1,182	1,192
対人口比	18.1%	18.2%	18.3%	18.7%	18.6%	18.9%	19.0%	19.2%	19.4%	19.6%

資料：住民基本台帳（各年3月末時点）に基づく、コーホート変化率法により算出

■子どもの人口推計【大滝小学校区】



	実績値					推計値				
	R2	R3	R4	R5	R6	R7	R8	R9	R10	R11
0～5歳（就学前）	34	33	38	39	35	37	40	40	38	40
0～2歳	13	15	21	22	16	13	15	16	16	16
3～5歳	21	18	17	17	19	24	25	24	22	24
6～11歳（小学生）	46	47	46	40	36	34	31	37	41	41
6～8歳	19	23	22	19	17	17	14	20	25	25
9～11歳	27	24	24	21	19	17	17	17	16	16
12～14歳（中学生）	36	30	31	29	24	24	20	20	19	20
15～17歳（高校生）	38	37	38	34	32	31	30	24	24	20
子ども人口	154	147	153	142	127	126	121	121	122	121
対人口比	10.8%	10.7%	11.1%	10.7%	9.9%	9.9%	9.7%	9.9%	10.2%	10.3%

資料：住民基本台帳（各年3月末時点）に基づく、コーホート変化率法により算出

5 量の見込みと確保方策

(1) 幼児期の教育・保育事業

教育・保育認定とは

保護者が、子どものための教育・保育給付を受けるには、子どもの保育の必要性について、国が定める基準に基づいた町の教育・保育認定を受ける必要があります。教育・保育認定の区分は、次の3つの区分となります。

認定区分	対象となる子ども		教育・保育提供施設
1号認定	3歳児～5歳児	学校教育を希望 (保育を必要としない)	認定こども園(短時部)
2号認定	3歳児～5歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育園 認定こども園(長時部)
3号認定	0歳児～2歳児	保護者の就労等で保育を 必要とする	保育園 認定こども園(長時部)

量の見込みの考え方

実績値に基づく利用率と本町の実情を踏まえて算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

児童数の推移、保護者の保育ニーズの変化を見極めながら、提供体制の確保に努めます。

また、低年齢児童の保育ニーズが高まっていることから、保育士の確保など必要な取組について継続して実施します。

			単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度	
1号認定	〔参考〕児童数推計（3～5歳）		人	226	201	201	199	206	
	①量の見込み		人	45	40	40	41	42	
	②確保の内容	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園等）	人	57	57	57	57	57	
		確認を受けない幼稚園	人	0	0	0	0	0	
		合計	人	57	57	57	57	57	
	②－①		人	12	17	17	16	15	
2号認定	〔参考〕児童数推計（3～5歳）		人	226	201	201	199	206	
	①量の見込み		人	182	162	163	164	169	
	②確保の内容	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園等）	人	210	210	210	210	210	
	②－①		人	28	48	47	46	41	
3号認定	0歳	〔参考〕児童数推計（0歳）		人	54	54	53	53	52
		①量の見込み		人	8	8	8	8	8
		②確保の内容	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園等）	人	21	21	21	21	21
			地域型保育	人	3	3	3	3	3
			合計	人	24	24	24	24	24
		②－①		人	16	16	16	16	16
	1歳	〔参考〕児童数推計（1歳）		人	54	59	59	59	58
		①量の見込み		人	25	28	28	28	27
		②確保の内容	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園等）	人	33	33	33	33	33
			地域型保育	人	8	8	8	8	8
			合計	人	41	41	41	41	41
		②－①		人	16	13	13	13	14
	2歳	〔参考〕児童数推計（2歳）		人	57	58	64	64	64
		①量の見込み		人	31	31	34	34	34
		②確保の内容	特定教育・保育施設 （幼稚園、保育園等）	人	49	49	49	49	49
			地域型保育	人	8	8	8	8	8
			合計	人	57	57	57	57	57
		②－①		人	26	26	23	23	23

(2) 乳児等通園支援事業（こども誰でも通園制度）

乳児等通園支援事業とは

保育所等に通所していない0歳6か月から2歳までの未就園児を対象に、保育所等において一時的な預かりを行い、適切な遊びや生活の場を与えるとともに、保護者との面談を通じて、乳児・児童および保護者の心身の状況や養育環境を把握し、子育てに関する助言や情報提供等の援助を行う事業です。

試行期間である令和7年度は地域子ども・子育て支援事業に位置づけられていますが、令和8年度以降は、新設される「乳児等のための支援給付」に位置づけられます。

量の見込みの考え方

0歳から2歳までの未就園児数を基に、月10時間の基準を設定し算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

保護者の利用ニーズを把握し、利用方法や利用時間、保育環境等について、保育園や認定こども園との調整を進め、提供体制の整備に取り組みます。

	年齢	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	0歳	人日	2	2	2	2	2
	1歳	人日	2	2	2	2	2
	2歳	人日	1	1	1	1	1
	合計	人日	5	5	5	5	5
確保方策	0歳	人日	2	2	2	2	2
	1歳	人日	2	2	2	2	2
	2歳	人日	1	1	1	1	1
	合計	人日	5	5	5	5	5

(3) 地域子ども・子育て支援事業

地域子ども・子育て支援事業とは

本町が実施主体となる子育て支援事業のうち、子ども・子育て支援法第 59 条に規定される次の事業を、「地域子ども・子育て支援事業」と位置づけます。

No	事業名	事業概要
①	利用者支援事業	【対象：妊産婦、子育て中の親子等】 教育・保育施設や地域の子育て支援事業などの情報提供および必要に応じ相談・助言などを行うとともに、関係機関との連絡調整等を実施します。 ・基本型・特定型・こども家庭センター型…子どもや保護者の身近な場所で、教育・保育施設や子育て支援事業の利用支援、関係機関との連絡調整等を行います。 ・妊婦等包括相談支援事業型…妊娠届出時、妊娠 8 か月前後、乳児家庭全戸訪問のタイミングでの面談による、伴走型相談支援を実施します。
②	時間外保育事業	【対象：2号認定および3号認定の乳幼児】 保育認定を受けた子どもについて、通常の利用時間以外の時間において、保育園、認定こども園等で保育を行います。
③	放課後児童健全育成事業 (放課後児童クラブ)	【対象：小学校 1～6 年生】 保護者が就労等により昼間家庭にいない小学校に就学している児童に対し、放課後等に児童クラブで生活指導および適切な遊びを通して、児童の安全と心身の健全な育成を図ります。
④	子育て短期支援事業	【対象：子どもの養育が一時的に困難になった家庭の児童】 ショートステイ事業は、保護者が疾病等の社会的理由により家庭での子どもの養育が一時的に困難になった場合、児童福祉施設等において一定期間（7 日以内）預かり、養育・保護を行います。 トワイライトステイ事業は、保護者が仕事等により平日の夜間または休日に不在となり、家庭において児童を養育することが困難となった場合、児童福祉施設等において生活援助を行います。
⑤	地域子育て支援拠点事業	【対象：就学前児童（0～5 歳）およびその保護者】 多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」および大滝たきのみやこども園に併設する子育て支援センターで、親子同士の交流や相談等を実施します。
⑥	一時預かり事業	【対象：1号認定および2号認定、その他 0～5 歳の乳幼児】 家庭において保育を受けることが一時的に困難となった場合または育児負担の軽減等のため、主として昼間において、保育園・認定こども園、その他の場所において、乳幼児を一時的に預かり、必要な保護を行います。
⑦	病児保育事業	【対象：概ね 10 歳未満の子ども】 保護者が就労している場合等において、子どもが病気の際に自宅での保育が困難な場合、一時的にその子どもを保育する事業で、湖東定住自立圏事業として、彦根市の医療機関で実施しています。

No	事業名	事業概要
⑧	子育て援助活動支援事業 (ファミリー・サポート・センター事業)	【対象：0歳から小学6年生までの子どものいる人】 子育ての手助けをしてほしい人（依頼会員）と子育てのお手伝いができる人（提供会員）からなる組織で、依頼会員からの要請に応じ提供会員が子育てのサポートを実施する事業で、湖東定住自立圏事業として、彦根市ファミリー・サポート・センターが実施しています。
⑨	妊婦健康診査	【対象：妊娠届出者】 妊婦の健康の保持・増進を図るため、妊婦健康診査用受診券等を発行します。
⑩	乳児家庭全戸訪問事業	【対象：生後4か月までの乳児】 生後4か月までの乳児のいる家庭を訪問し、子育て支援に関する情報提供や養育環境等の把握を行う事業です。
⑪	産後ケア事業 新規	【対象：出産後1年以内の母子で、産後ケアを必要とする人】 産後の母親の身体的回復と心理的な安定を促進するとともに、母親自身がセルフケア能力を育み母子とその家族が、健やかな育児ができるよう支援します。
⑫	養育支援訪問事業	【対象：養育の支援が特に必要な家庭】 養育支援が特に必要な家庭に対して、その居宅を訪問し、養育に関する指導・助言等を行うことにより、当該家庭の適切な養育の実施を確保します。
	子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業	【対象：児童虐待や不適切な養育等により支援が必要な要保護児童および要支援児童とその保護者】 要保護児童対策地域協議会の機能強化を図るため、調整機関職員やネットワーク構成員（関係機関）の専門性強化と、ネットワーク機関相互の連携強化を図る取組を実施しています。
⑬	子育て世帯訪問支援事業 新規	【対象：養育の支援が特に必要な家庭】 家事・子育て等に対して不安や負担を抱える子育て家庭、妊産婦、ヤングケアラー等がいる家庭の居宅を訪問し、家庭が抱える不安や悩みを傾聴するとともに、家事・子育て等の支援を行う事業です。
⑭	児童育成支援拠点事業 新規	【対象：不適切な養育環境にあたり、家庭以外にも居場所のない主に学齢期以降の児童および保護者】 養育環境等に課題を抱える、家庭や学校に居場所のない児童等に対して、当該児童の居場所となる場を開設し、児童とその家庭が抱える多様な課題に応じた支援を包括的に提供する事業です。
⑮	親子関係形成支援事業 新規	【対象：保護者による監護が不相当と認められる児童の保護者等】 児童との関わり方や子育てに悩みや不安を抱えている保護者およびその児童に対し、講義やグループワーク、ロールプレイ等を通じて、児童の心身の発達の状況等に応じた情報の提供、相談および助言、同じ悩みや不安を抱える保護者同士の情報交換の場を設ける等、必要な支援を行う事業です。
⑯	実費徴収に係る補足給付を行う事業 ※量の見込みなし	教育・保育施設等を利用する保護者の世帯の所得等の事情を勘案して、市町村が定める基準に該当する場合に、施設に支払う物品の購入費用や行事参加費用等の実費徴収に係る費用を助成する事業です。
⑰	多様な主体が参入することを促進するための事業 ※量の見込みなし	教育・保育施設等への民間事業者の参入促進に関する調査研究・多様な事業者の能力を活用した施設の設置・運営を促進するための事業です。（特別支援教育に関する支援等）

① 利用者支援事業

量の見込みの考え方

基本型・特定型・こども家庭センター型は1箇所を実施します。

妊婦等包括相談支援事業型は、各年の妊婦数1組あたり3回の面談を実施することを想定して量の見込みを設定しています。

提供体制・確保方策の考え方

教育・保育施設や地域の子育て支援サービスの情報提供および相談を実施するとともに、妊娠期から子育て期にわたる切れ目のない相談支援を行います。

■基本型・特定型・こども家庭センター型

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	基本型・特定型・こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1
確保方策	基本型・特定型・こども家庭センター型	箇所	1	1	1	1	1

■妊婦等包括相談支援事業型

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	妊娠届出数	回	52	54	54	53	53
	1組あたり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施回数	回	156	162	162	159	159
確保方策	妊娠届出数	回	52	54	54	53	53
	1組あたり面談回数	回	3	3	3	3	3
	面談実施回数	回	156	162	162	159	159

② 時間外保育事業

量の見込みの考え方

実績値に基づく利用率を対象児童の人口推計値に掛け合わせて算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

就労する保護者のニーズは高いと考えられることから、ニーズに対応できるよう、提供体制の強化を図ります。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み		人	207	193	196	197	200
確保方策	実人数	人	207	193	196	197	200
	施設数	箇所	3	3	3	3	3

③－１ 放課後児童健全育成事業（放課後児童クラブ）

量の見込みの考え方

実績値に基づく利用率を対象児童の人口推計値に掛け合わせて算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

低学年の利用者は増加傾向となっており、今後もニーズは高いことが予測されるため、定員の検討や指導員の確保に取り組み、提供体制を確保します。

	学年	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
①量の見込み	1 年生	人	60	55	40	40	35
	2 年生	人	63	55	55	40	40
	3 年生	人	40	58	50	45	35
	4 年生	人	35	35	55	50	35
	5 年生	人	25	25	25	40	35
	6 年生	人	15	10	10	15	20
	合計	人	238	238	235	230	200
②確保方策	定員	人	200	200	200	200	200
	施設数	箇所	2	2	2	2	2
②－①		人	▲38	▲38	▲35	▲30	0

③－２ 放課後子ども教室

小学 1 年生、2 年生を対象に、地域ボランティア等による学習支援、本の読み聞かせや工作等の文化活動、スポーツ活動など様々な活動を行っています。

下校時の安全の確保、学習時間の確保、地域住民とのふれあいを目的に、毎週 2 日実施しており、学校や保護者のニーズがあることから継続して実施します。

放課後児童クラブとの一体的な実施、連携について、実施体制を検討していきます。

放課後児童対策について

すべての子どもが放課後を安全・安心に過ごし、多様な体験・活動を行うことができる場所の拡充が喫緊の課題となっていることを踏まえ、こども家庭庁と文部科学省では、放課後児童対策の一層の強化を図るため、令和 5 年 12 月に「放課後児童対策パッケージ」をとりまとめました。

このパッケージに基づき、放課後児童クラブの受け皿確保に取り組むとともに、放課後児童クラブと放課後子ども教室の一体的な実施、その他、総合的な子どもの居場所づくりを推進します。

④ 子育て短期支援事業

量の見込みの考え方

利用実績がないことから、一定数の利用を見込みます。

提供体制・確保方策の考え方

必要に応じて1施設での提供体制を確保しており、要保護児童等に対する支援が的確に行えるよう、本事業の周知に努めます。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	ショートステイ	人	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	人	1	1	1	1	1
確保方策	ショートステイ	人	1	1	1	1	1
	トワイライトステイ	人	1	1	1	1	1

⑤ 地域子育て支援拠点事業

量の見込みの考え方

実績値に基づく利用率を対象児童の人口推計値に掛け合わせて算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

子育て支援センターにおいて、児童の保護者に対して子育て情報の提供や交流の場の提供、子育て相談等を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	1,758	1,822	1,876	1,876	1,854
確保方策	人	1,758	1,822	1,876	1,876	1,854

⑥－１ 一時預かり事業（幼稚園型）

量の見込みの考え方

実績値に基づく利用率を対象児童の人口推計値に掛け合わせて算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

今後のニーズを把握しながら、既存施設での受入体制を確保します。

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		人	411	365	365	375	384
確保方策	延べ人数	人	411	365	365	375	384
	施設数	箇所	2	2	2	2	2

⑥－２ 一時預かり事業（幼稚園型以外）

量の見込みの考え方

実績値に基づく利用率を対象児童の人口推計値に掛け合わせて算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

就労する保護者の増加により、今後もニーズは高いことが予想されるため、安定的な提供体制の確保に努めます。

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み		人	86	81	83	83	84
確保方策	延べ人数	人	86	81	83	83	84
	施設数	箇所	1	1	1	1	1

⑦ 病児保育事業

量の見込みの考え方

実績値に基づく利用率を対象児童の人口推計値に掛け合わせて算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

彦根市の診療所において、病児・病後児保育の受入体制を確保します。

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	病児・病後児保育	人	43	42	42	43	43
確保方策	利用者数	人	43	42	42	43	43
	実施箇所数	箇所	1	1	1	1	1

⑧ 子育て援助活動支援事業（ファミリー・サポート・センター事業）

量の見込みの考え方

実績値に基づく利用率を対象児童の人口推計値に掛け合わせて算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

小学6年生まで利用できることから、事業内容の周知と提供会員の確保に努め、利用を促進します。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	人	2	2	2	2	2

⑨ 妊婦健康診査

量の見込みの考え方

実績値と0歳児人口に基づく利用率を対象児童の人口推計値に掛け合わせて、利用者数を算出しました。1人あたり健診回数の平均値を対象人口に掛け合わせて、利用回数を算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

妊婦健康診査に関する公費負担を引き続き行い、妊婦の健康管理の充実および経済的負担の軽減を図ります。

		単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	利用者数	人	63	62	62	61	61
	利用延べ回数	回	509	501	501	493	493
確保方策	利用延べ回数	回	509	501	501	493	493

⑩ 乳児家庭全戸訪問事業

量の見込みの考え方

0歳児のいる家庭すべてに対して実施することとし、0歳人口の推計値を量の見込みとして設定しています。

提供体制・確保方策の考え方

育児相談や子育てに関する情報提供のみならず、家庭の養育環境を把握することも本事業の目的であり、訪問の結果、支援が必要な家庭には養育支援訪問事業につなげるなど、継続的な支援に努めます。また、母子健康手帳交付時に本事業の周知を行います。

	単位	令和7年度	令和8年度	令和9年度	令和10年度	令和11年度
量の見込み	人	54	54	53	53	52
確保方策	人	54	54	53	53	52

⑪ 産後ケア事業

量の見込みの考え方

実績値や必要と思われる妊婦数から、量の見込みを設定しています。

提供体制・確保方策の考え方

医療機関や助産所にて、宿泊や日帰り、訪問による産後ケア事業を実施しています。産婦の心身の負担の軽減と不安解消のため、提供体制の確保に努めます。

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	ショートステイ（宿泊）	人	2	2	2	2	2
	デイケア（日帰り）	人	2	2	2	2	2
	アウトリーチ（訪問）	人	2	2	2	2	2
確保方策	ショートステイ（宿泊）	人	2	2	2	2	2
	デイケア（日帰り）	人	2	2	2	2	2
	アウトリーチ（訪問）	人	2	2	2	2	2

⑫－１ 養育支援訪問事業

量の見込みの考え方

実績値に基づく利用率を対象児童の人口推計値に掛け合わせて算出しました。

提供体制・確保方策の考え方

乳児家庭全戸訪問事業をはじめ、母子保健事業、要保護児童対策地域協議会など、様々な機会を通じて、本事業による支援を必要としている対象家庭の把握と訪問相談に努めます。

		単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	利用者数	人	31	31	31	31	30
確保方策	利用者数	人	31	31	31	31	30

⑫－２ 子どもを守るための地域ネットワーク機能強化事業

研修や代表者会議、実務者会議を開催します。また、要支援児童や要保護児童の状況等に応じて、開催回数を増やしたりケース会議を開催したりなど柔軟に対応します。

⑬ 子育て世帯訪問支援事業

量の見込みの考え方

本事業の利用が望ましい世帯を考慮して、量の見込みを設定しています。

提供体制・確保方策の考え方

育児負担の軽減と養育環境の安定を図り、虐待防止やヤングケアラーへの支援に努めます。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人	15	15	15	15	15
確保方策	人	15	15	15	15	15

⑭ 児童育成支援拠点事業

量の見込みの考え方

計画期間中の実施予定がないため、量の見込みは設定しません。

提供体制・確保方策の考え方

本事業について、計画期間中の実施予定はありませんが、町内において家庭や学校以外の居場所づくりを進めることで、困難を抱える児童への支援に取り組みます。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人	0	0	0	0	0
確保方策	人	0	0	0	0	0

⑮ 親子関係形成支援事業

量の見込みの考え方

特定妊婦等、利用が必要だと思われる人数を基に量の見込みを設定しています。

提供体制・確保方策の考え方

保健師等による提供体制を確保します。

	単位	令和 7 年度	令和 8 年度	令和 9 年度	令和 10 年度	令和 11 年度
量の見込み	人	2	2	2	2	2
確保方策	人	2	2	2	2	2

⑯ 実費徴収に係る補足給付を行う事業

保護者の世帯所得の状況等を勘案して、特定教育・保育施設等に対して保護者が支払うべき日用品、文房具その他の教育・保育に必要な物品の購入に要する費用または行事への参加に要する費用等を助成する事業について、今後必要に応じて検討していきます。

⑰ 多様な主体が本制度に参入することを促進するための事業

特定教育・保育施設等への民間事業者の参入の促進に関する調査研究その他多様な事業者の能力を活用した特定教育・保育施設等の設置または運営を促進するための事業について、今後必要に応じて検討していきます。

第6章 計画の推進

1 計画の推進体制

本計画の推進にあたっては、子どもを社会全体で育てていくために、行政と地域住民や地域団体、関係機関や関係団体、社会福祉協議会や企業、ボランティアグループ等との連携・協働の取組が不可欠です。

とりわけ、子どもが犯罪や交通事故に巻き込まれないように見守ることや災害時の避難支援、また、子どもが次代の親となるため、多賀の未来の担い手として、地域の歴史や文化を良く知り、引き継ぐとともに、社会性やコミュニケーション能力、たくましく生きる力を培うことができるよう支援するには、子どもにとって身近な地域での居場所や多様な交流、体験機会の提供などが必要であり、行政のみならず、地域の取組が期待されます。

また、保護者が子育ての不安や悩みを抱えたまま、地域の中で孤立することがないように、身近な相談相手や情報提供先として、民生委員児童委員をはじめ子育て支援ボランティアや地域団体等により、保護者に寄り添い支援することが期待されます。

さらに、仕事と生活の調和の推進にあたっては、企業の役割が大きいことから、男女がともに心も体も健康でゆとりを持って職業生活とともに、子育てや地域生活が行えるよう、子育て支援の職場環境づくりや制度・システムの改善を進めていくことが期待されます。

多賀町においては、地域社会を構成する様々な主体と一体となって、本計画の実現に向けて取り組んでいきます。

2 計画の点検・評価・改善

本計画（Plan）を総合的・効果的に推進するため、毎年、関係課による計画の実施（Do）状況の把握・点検（Check）を行うとともに、多賀町子ども・子育て会議での報告・審議を行います。また、社会情勢の変化や審議の状況により、見直し・改善（Action）を行います。

なお、当初の計画に対して「量の見込み」や「確保方策」などに大きな開きが見受けられる場合には、中間年度（令和9年度）を目安として、計画の見直しを検討します。

資料編

1 計画の策定経過

年月日	項 目	内 容
令和6年 2月19日	第1回多賀町 子ども・子育て会議	1. あいさつ 2. 自己紹介 3. 協議事項 (1) 子ども・子育て会議委員長・副委員長の選出 (2) 子ども・子育て支援事業計画について (3) 今後のスケジュールについて (4) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査について
令和6年 3月11日 ～3月25日	子ども・子育て支援 に関するニーズ調査	①就学前子ども保護者調査 町内の就学前児童（0～5歳）の保護者 配布数：332件 回収数：194件 回収率：58.4% 郵送および各園での配布・回収 ②小学生保護者調査 町内の小学生の保護者 配布数：323件 回収数：227件 回収率：70.3% 小学校での配布・回収
令和6年 7月8日	第2回多賀町 子ども・子育て会議	1. あいさつ 2. 協議事項 (1) 計画の位置づけの概要 (2) 子ども・子育て支援に関するニーズ調査結果について
令和6年 10月30日	第3回多賀町 子ども・子育て会議	1. あいさつ 2. 協議事項 (1) 子ども・子育て応援プラン2020の評価について (2) 第3期多賀町子ども・子育て応援プラン骨子（案）について
令和7年 1月23日	第4回多賀町 子ども・子育て会議	1. あいさつ 2. 協議事項 (1) 子ども・子育て応援プラン2025（素案）について (2) パブリックコメントの予定について
令和7年 1月30日 ～2月13日	パブリックコメント の実施	多賀町子ども・子育て応援プラン2025（素案）について住民 の意見募集（※1名から24件の意見提出）
令和7年 3月3日	第5回多賀町 子ども・子育て会議	1. あいさつ 2. パブリックコメントの結果報告 3. 協議事項 (1) 子ども・子育て応援プラン2025（計画案）について

2 多賀町子ども・子育て会議条例

多賀町子ども・子育て会議条例

平成25年6月19日

条例第17号

(趣旨)

第1条 この条例は、子ども・子育て支援法（平成24年法律第65号。以下「法」という。）第72条第1項の規定に基づき、多賀町子ども・子育て会議（以下「子ども・子育て会議」という。）を設置し、その組織および運営について必要な事項を定めるものとする。

(所掌事項)

第2条 子ども・子育て会議は、法第72条第1項各号に規定する事項について、調査審議する。

(組織)

第3条 子ども・子育て会議は、委員15人以内をもって組織する。

2 委員は、子ども・子育て支援に関し学識経験のある者、その他町長が必要と認める者のうちから町長が委嘱する。

(任期)

第4条 委員の任期は、3年とする。ただし、欠員が生じた場合における補欠委員の任期は、前任者の残任期間とする。

2 前項の委員は、再任することができる。

(会長および副会長)

第5条 子ども・子育て会議に会長および副会長を置き、委員の互選により選出する。

2 会長は、会務を総理し、子ども・子育て会議を代表する。

3 副会長は、会長を補佐し、会長に事故あるときは、その職務を代理する。

(会議)

第6条 子ども・子育て会議の会議（以下「会議」という。）は、会長が招集し、その議長となる。

2 会議は、委員の半数以上の出席がなければ開くことができない。

3 会議の議事は、出席委員の過半数をもって決し、可否同数のときは議長の決するところによる。

(協力の要請)

第7条 会長は、特に必要があると認めるときは、委員以外の者に対し、資料の提出、説明その他必要な協力を求めることができる。

(庶務)

第8条 子ども・子育て会議の庶務は、教育総務課および福祉保健課において処理する。

(委任)

第9条 この条例に定めるもののほか、子ども・子育て会議の運営その他に関し必要な事項は、町長が別に定める。

付 則

(施行期日)

1 この条例は、平成25年7月1日から施行する。

(招集の特例)

2 子ども・子育て会議の最初の会議は、第6条第1項の規定にかかわらず、町長が招集する。

付 則（令和5年3月24日条例第4号）

この条例は、公布の日から施行する。

付 則（令和5年6月6日条例第20号）

この条例は、公布の日から施行し、令和5年4月1日から適用する。

3 多賀町子ども・子育て会議委員名簿

(順不同、敬称略)

分 野	所 属	役 職	氏 名	備 考
事業主代表	大滝たきのみやこども園	園長	橋 本 悟	
事業主代表	多賀ささゆり保育園	園長	福 井 真千子	
事業主代表	久徳うぐいすこども園	園長	東 亜由美	
事業主代表	多賀小学校	校長	松 林 淑 子 高 橋 乃生子	令和5年度 令和6年度
事業主代表	大滝小学校	校長	藤 谷 忍 豊 原 豪	令和5年度 令和6年度
事業主代表	多賀中学校	校長	山 本 順	会長
保護者代表	保育園・こども園保護者会	会長	古 川 達 哉 北 村 翔 也	令和5年度 令和6年度
保護者代表	P T A連絡協議会	会長	石 飛 武 洋 近 藤 志津子	令和5年度 令和6年度
学識経験者	民生委員児童委員協議会	会長	野 村 惣 藏	
学識経験者	主任児童委員	委員	富 田 愛 子	
学識経験者	社会福祉協議会	事務局長	安 藤 典 子 夏 原 伸 幸	令和5年度 令和6年度
学識経験者	人権擁護委員	委員	多 賀 節 子	副会長
学識経験者	子育てサークル パオパオ	代表	宮 野 由紀絵	
学識経験者	区長連絡協議会	代表	藤 内 浩 川 村 幸 義	令和5年度 令和6年度
事業主代表	カワティノベーション（株） なつめ保育園	園長	中 島 佐知子	

4 用語解説

用 語	用語の説明
ア行	
A L T	Assistant Language Teacher の略で、外国語を母国語とする外国語指導助手のこと
A D H D	注意欠陥多動性障がいのこと、「集中できない（不注意）」「じっとしてられない（多動・多弁）」「考えるよりも先に動く（衝動的な行動）」などを特徴とする発達障がいのこと
L D	学習障がいのこと、全般的な知的発達に遅れはないのに、聞く、話す、読む、書く、計算する、推論するなどの特定の能力を学んだり、行ったりすることに著しい困難を示す様々な状態をいう
カ行	
学校評議員制度	地域住民の学校運営への参画の仕組みを制度的に位置づけるもので、平成 12 年の学校教育法施行規則の改正により実施されている
高機能自閉症	社会性、コミュニケーション、こだわり等の行動面に障がいを持つ自閉症のうち、知的な遅れを伴わないものをいう
こども基本法	子ども政策の総合的な推進に向けて、子ども施策の基本理念等を示した法律のこと
子ども・子育て関連 3 法	次の 3 つの法律のこと ①「子ども・子育て支援法」 ②「就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律」（認定こども園法の一部改正） ③「子ども・子育て支援法及び就学前の子どもに関する教育、保育等の総合的な提供に関する法律の一部を改正する法律の施行に伴う関連法律の整備等に関する法律」（関係法律の整備法：児童福祉法、地方教育行政の組織及び運営に関する法律ほかの一部改正）
子ども・子育て支援新制度	平成 24 年 8 月に成立した「子ども・子育て関連 3 法」をもとに、平成 27 年度から開始した幼児期の学校教育・保育や、地域の子ども・子育て支援を総合的に推進するための制度
こども大綱	子ども政策を総合的に推進するため、政府全体の子ども施策の基本的な方針等を定めたもの。令和 5 年 12 月 22 日、こども基本法に基づき、閣議決定された
サ行	
児童虐待	子ども・未成年に対する虐待のこと、以下の 4 つに分類される ①身体的虐待とは、児童の身体に外傷が生じ、または生じるおそれのある暴行を加えること ②性的虐待とは、児童にわいせつ行為をすること、または児童を性的対象にさせたり、わいせつ行為や写真を見せること ③ネグレクトとは、児童の心身の正常な発達を妨げるような著しい減食、長時間の放置その他の保護者としての監護を著しく怠ること ④心理的虐待とは児童への暴言や、拒否的な態度、面前 DV（児童の面前で行われる夫婦間の暴言や暴力）等により、児童に心理的な傷を負わせる行為のこと

用 語	用語の説明
児童の権利に関する条約	世界中のすべての子どもたちがもっている権利を定めた「子どもの権利条約」のこと。1989年に国連総会で採択された
スクールガード	各小学校の通学路や学校敷地内において、不審者から子どもたちを守ることを目的に、「学校安全ボランティア」として、巡回や直接子どもの見守り活動等を行う人のこと
スクールカウンセラー	学校現場で子どもや保護者などの心のケアや支援を行う人のこと
スクールソーシャルワーカー	問題が起こっている家庭や、事例を具体的にどのように解決していくべきかを考え、児童相談所や教育委員会などの機関との橋渡しを行う人のこと
タ行	
DV	配偶者やパートナーがその相手に暴力を振るう行為のこと
特別支援教育支援員	学校等において障がいのある児童・生徒に対し、食事、排泄、教室の移動補助等学校における日常生活動作の介助や、児童・生徒への学習活動上のサポートを行う支援員のこと
ナ行	
乳幼児突然死症候群	それまで元気だった乳幼児が、事故や窒息ではなく眠っている間に突然死亡してしまう病気のこと
妊娠高血圧症候群	妊娠 20 週以降、分娩後 12 週までに高血圧がみられる状態のこと
ハ行	
不登校	心理的、情緒的、身体的または社会的要因等により、登校しない、またはしたくてもできない状態。文部科学省の調査では、年間 30 日以上欠席した児童・生徒のうち、病気または経済的な理由による者を除いたものを「不登校児童生徒」と定義している
フリースクール	公的な機関ではなく、個人、NPO 法人、任意団体等が運営する民間の教育機関のこと。不登校の児童・生徒の日中の居場所または学習機会の提供に資する支援等を行う
ヤ行	
ヤングケアラー	家族の介護その他の日常生活上の世話を過度に行っていると認められる子ども・若者のこと
要保護児童対策地域協議会	虐待を受けている子どもの早期発見や適切な保護を図るため、関係機関等により構成される組織
ラ行	
ライフステージ	人間の一生における幼年期・児童期・青年期・壮年期・老年期などのそれぞれの段階のこと

多賀町子ども・子育て応援プラン 2025

発行／多賀町教育委員会事務局教育総務課
〒522-0341
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 324 番地
TEL 0749-48-8123
FAX 0749-48-8155

発行／多賀町福祉保健課
〒522-0341
滋賀県犬上郡多賀町大字多賀 221 番地 1
多賀町総合福祉保健センター「ふれあいの郷」
TEL 0749-48-8115
FAX 0749-48-8143



多賀町

